

信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

為替・決済実務



系統信用事業の人材育成機関

# 「試験問題編」



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

## 為替・決済実務

**[問1] 為替と決済業務について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 為替は、貯金および貸出とともに金融機関の三大基本業務とされている。
- (2) 為替とは、「隔地者間の送金や債権・債務などの代金決済に、直接現金の輸送を行わないで、金融機関等を介して行う仕組み」と定義している。
- (3) 決済業務とは、「金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務」である。
- (4) 決済業務の特色の1つは、遠隔地の第三者を含む広域取引が多数あり、決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携は必要でない。
- (5) 資金決済に関する法律(資金決済法)により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。

**[問2] 決済業務の重要性と取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の高コストの資金源となっている。
- (2) 決済業務における貯金口座への入金・支払いは、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズ、行動パターン等を捕捉し、個々の顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータである。
- (3) 金融機関との取引の頻度・深さに応じて、手数料の価格設定(ディスカウント)を実施したり、特定の金融機関との間で無手数料による提携を行い、特定のネットワークの利便性をアピールし、利用件数の増加を企図するなど、顧客の囲い込みをねらった手数料の戦略的活用が行われている。
- (4) 決済業務においては、正確、迅速な事務の遂行、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、通信時限、不渡返還時限などの処理すべき日時の厳守、物の確実な保管管理などに留意しなければならない。
- (5) 決済業務においては、顧客との間の取引事故や金融機関との間の事務処理ミス発生の防止に十分留意するとともに、決済業務の取引内容については、機密保持に努めなければならない。

**〔問3〕 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 為替の種類として、顧客の資金を他へ送金する送金為替には、送金(国庫送金を含む)および振込(国庫金振込を含む)がある。
- (2) 為替の種類として、顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる取立為替には、代金取立がある。
- (3) 送金為替には、①小切手を使う、②振込をする2つの方法があるが、振込をする方法のほうが多く利用されている。
- (4) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「内国為替取扱規則」に基づいて取扱う。
- (5) 代金取立の取立依頼人と取立手形を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「代金取立規定」に基づいて取扱う。

**〔問4〕 為替取扱店の役割を規定する用語について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 「仕向」とは、為替通知を相手の金融機関に発することをいい、これを行う立場の金融機関を指して「仕向金融機関」という。
- (2) 「被仕向」とは、為替通知を受けることをいい、これを行う立場の金融機関を「被仕向金融機関」という。
- (3) 実際に為替通知を発する取扱店を「仕向店」といい、実際に為替通知を受ける取扱店を「被仕向店」という。
- (4) 代金取立において、顧客から手形等の取立依頼を受け、当該手形等を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「受託店」といい、他の金融機関から手形等を受け、その取立を受託する取扱店または取引店を「委託店」という。
- (5) 委託店の立場の金融機関を「委託金融機関」といい、受託店の立場の金融機関を「受託金融機関」という。

[問5] 系統金融機関の為替業務取扱いの根拠法令について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関が、業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が、業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。
- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に基づいている。
- (4) 農協における為替の員外利用は、組合員利用の5分の1以内に制限されている。
- (5) 信用事業を行う漁協、水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」に基づいている。

[問6] 内国為替取引の契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が個々の内国為替取引(振込、送金、代金取立、雑為替)に関する取扱上の諸事項(為替通知の授受、為替貸借の決済方法)について合意したものである。
- (2) 為替取引契約を締結した為替取扱金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負う。
- (3) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いをしたことにより事故が起り、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。
- (4) 為替取引契約の法的性質は、一般に民法に定める委任契約と解されている。
- (5) 金融機関の間で行われる為替取引には、資金決済が行われるまで、金融機関でその資金を運用(消費)することができるという民法に定める消費寄託契約の法律関係は含まれていない。

**[問7] 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金の系統金融機関相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統内国為替取扱規則は、系統為替取扱準則に基づく系統金融機関相互間の内国為替取引ならびに一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替取扱規則に基づく系統金融機関と全国銀行内国為替制度加盟の系統外金融機関相互間の内国為替取引および為替決済について具体的に事務取扱手続を定めている。
- (3) 系統為替オンラインシステム利用規則は、系統為替オンラインシステムの運営ならびに利用に関する事項を定めている。
- (4) 県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、県内為替取引および為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。
- (5) 全国銀行内国為替制度における内国為替取扱規則および全銀システム利用規則は、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済も、この規則が適用される。

**[問8] 全国銀行内国為替制度の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 全国銀行内国為替制度には、系統金融機関を代表して農林中金、信連、信漁連が加盟しているが、信用事業を行う農業協同組合は加盟していない。
- (2) 全国銀行内国為替制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (3) 全国銀行内国為替制度は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの定款に基づき業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則を制定し、これらに基づき運営されている。
- (4) 全国銀行内国為替制度における加盟金融機関の種類は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間で資金清算(為替決済)を行う清算参加者と清算参加者に代行決済を委託する代行決済委託金融機関の2つの区分により構成されている。
- (5) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間の資金清算(為替決済)は、日本銀行における当座勘定で決済している。

**[問9]** 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が発信するテレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。
- (2) MTデータ伝送は、金融機関相互間の為替通知を系統MT伝送システムおよび全銀システムの磁気テープデータ伝送(MTデータ伝送)機能により送達する方式である。
- (3) 一般通信の通信種目(内訳)は、照会、依頼、連絡、回答の4つである。
- (4) 文書為替のメール振込は、振込票を郵送によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の付替で行う方式である。
- (5) 交換振込は、振込票を文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済を手形交換で行う方式である。

**[問10]** 内国為替取引における事故の責任について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取扱金融機関が内国為替取扱規則や全銀システム利用規則に違反した場合は、取扱金融機関の責任となる。
- (2) 自行システムの障害によって事故が生じたときは、取扱金融機関の責任となる。
- (3) 全銀システムの障害あるいは全銀センターの運営上生じた事故は、全銀センターの責任となる。
- (4) 共同システムの障害あるいは共同センターの運営上生じた事故は、共同システムに参加する金融機関の共同責任となる。
- (5) 系統センターの運営上生じた事故は、農林中央金庫の責任となる。

**[問 11] 振込の機能と仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込は、依頼人から振込依頼を受けた仕向金融機関が、依頼人の指定した被仕向金融機関に対して、受取人の貯金口座に一定金額を入金することを委託し、被仕向金融機関はこの委託に基づき、受取人名義の貯金口座にその金額を入金する送金方法である。
- (2) 振込は依頼内容に基づいて自動的に受取人の貯金口座に資金が入金されるので、依頼人や受取人にとっては、小切手の紛失や盗難のような事故もなく、きわめて便利で安全確実に送金できる方法である。
- (3) 振込は被仕向金融機関にとっては、内部の自動振替処理によって指定口座に入金すれば足りるうえ、受取人が自店の取引先であるためその確認が容易であるが、振込まれた資金は貯金として滞留しないなどのデメリットがある。
- (4) 振込の取扱件数は各種公共料金等の口座振替(自動支払い)や給与振込の普及等により、金融機関に設けた貯金口座の利用が国民各層に拡大されたこととあいまって年々増加している。
- (5) 振込は為替業務の中心であり、商取引によって生じる債権・債務の決済のほか、配当金、保険料の支払いをはじめ各種の年金や会費、家賃の支払い等広範囲にわたり利用され、個人の消費生活や家計においてまで広く利用されている。

**[問 12] 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 付帯物件付振込は、特に急を要する場合においても、すべて文書為替による取扱方式で取扱う。
- (2) テレ為替による為替通知の送達時間は、仕向店から被仕向店までおよそ2時間程度である。
- (3) テレ為替による「当日扱いの振込」は、仕向店が振込依頼人から振込依頼を受けた日の翌営業日の営業開始時間までに、被仕向店あて振込通知を発信しなければならない。
- (4) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信する方法である。
- (5) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信する取扱方式で、先日付振込、給与振込、年金振込などに利用されているが、文書為替は取扱うことができない。

**[問 13] 文書為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 文書為替には、メール振込と交換振込の2つの方式があり、仕向店は振込の依頼を受付けた時に、メール振込か交換振込かを振込依頼人に選択してもらう。
- (2) メール振込は、仕向店が被仕向店に、振込票を個別に郵送により授受する方法である。
- (3) メール振込は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込について取扱う。
- (4) 交換振込の資金決済は、被仕向振込センターまたは被仕向交換母店が作成した「振込金交換請求依頼書」を手形交換所に持出すことによって、手形交換で決済する。
- (5) メール振込の資金決済は、振込票の合計金額で仕向振込センターからテレ為替の「付替 [その他の資金付替(当日)]」により、被仕向振込センターへ付替により資金を送付する。

**[問 14] 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関の法律関係は、委任契約であると解されている。
- (2) 仕向店、被仕向店の両者が同一の金融機関の本支店または支店相互間の場合、自行為替(本支店為替)という為替取引であることから、委任契約が成立する。
- (3) 被仕向金融機関は、まず契約条項あるいは商慣習にしたがって処理するが、なんらの取決めのない場合でも、依頼人の意思にしたがって最もその利益になるような方法で処理すべきであるという事務管理の関係も含まれる。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の関係はなく、貯金契約関係が生じる。
- (5) 振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込入金があった被仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権(貯金債権)を取得するという関係になる。

**[問 15]** 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関における「テレ為替」の口座相違防止策について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座番号のみ判明している場合、口座番号を記入し、住所または電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。
- (2) 貯金種目、口座番号が判明している場合、貯金種目・口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。
- (3) 貯金種目のみ判明している場合、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合、住所も電話番号も不明のときには、その振込を受付けることができない。

**[問 16]** 振込契約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 受取人名が訂正され、訂正箇所が届出印が押なつしてある場合は受付けることができるが、金額が訂正されているものは新しい振込依頼書に書き直しを依頼する。
- (2) 取引先および未取引先からの振込依頼の場合には、振込依頼人の住所または電話番号が記載されていない場合でも振込を受付けることができる。
- (3) 振込依頼人が振込依頼書に記入した事項あるいは振込機(A T M)に入力した事項は、法的には金融機関に対する振込委任の内容を示すものであり、振込の申込を承諾した金融機関は、善良なる管理者の注意をもって処理する義務を負う。
- (4) 振込規定ひな型では、振込機(A T M)による振込契約は、最初に「振込」のキーを押したときに振込契約が成立する。
- (5) 電話による振込依頼に対して金融機関が承諾しても、振込資金と振込手数料を受入れるまでは振込契約は成立しない。

**[問 17] 振込資金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 内国為替取扱規則では、「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」と定め、他店券を振込資金として受入れることを禁止している。
- (2) 系統為替の場合に、振込資金として他店小切手を受入れたときは、小切手の種類に応じて為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。
- (3) 系統為替の場合に、振込資金として自己宛小切手を受入れたときは、為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。
- (4) 本支店為替の場合は、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いをしているのが一般的である。
- (5) 振込資金の法的性質は、振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有している。

**[問 18] 犯罪収益移転防止法における「取引時確認」について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 通常取引で、個人顧客の場合には、本人特定事項に加え、取引を行う目的と職業および勤務先を確認する。
- (2) 通常取引で、法人顧客の場合は、「本人特定事項」、「取引を行う目的」、「事業の内容」の3つを確認する。
- (3) 本人特定事項の確認において、有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付を受けた日の前6か月以内に作成されたものに限定されている。
- (4) 高リスク取引を行うに際しては、通常取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産および負債の状況」の確認を行う。
- (5) 取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、取引開始日から7年間保存する。

**[問 19] 振込規定ひな型の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込通知の発信において、電信扱いの場合には、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがある。
- (2) 振込資金として受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を振込依頼人に対して通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、これを取消す。
- (3) 受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに振込先の金融機関に照会してください。
- (4) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。
- (5) 振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、組戻しの手続により取扱う。

**[問 20] 仕向金融機関の振込事務の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、受取人の氏名は、カタカナによる記入も差し支えないが、原則として、氏名を漢字で記入し、氏名にはフリガナを記入してもらう。
- (2) 振込依頼人については、犯罪収益移転防止法に基づいて、現金による10万円ちょうどの振込の場合には、振込依頼人の本人特定事項の確認を行う。
- (3) 組合員でないお客様から、振込資金を現金または有価証券で受入れたときに、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額が3万円以上の場合に収入印紙を貼付する。
- (4) 振込通知作成上の留意点として、入金不能時の仕向店照会表示は、照会を不要とする場合は「1」を、照会を必要とする場合は「0」を記入する。
- (5) 振込通知作成上の留意点として、受取人の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「3」、その他は「9」を記入する。

**〔問 21〕 身体障がい者等からの振込依頼の受付について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆あるいは代読の依頼を受けたときは、通常の手続に加え、取引内容・経過等を「代筆・代読記録(視覚障がい者等)」に記録し、保存する。
- (2) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆を依頼され、窓口担当者が顧客本人の自署が困難と判断した場合に、役席者の承認を得たうえで職員が代筆する。
- (3) 職員が代筆することとなった場合、役席者が立会のうえ、窓口担当者が代筆を行い、役席者は顧客本人の申し出内容と代筆内容が一致していることを確認する。
- (4) 視覚に障がいのある人等から、仕向店が顧客に交付する振込金受取書等の代読を依頼されたときは、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認する。
- (5) 視覚に障がいのある人等から、同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に行う。

**〔問 22〕 文書為替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 仕向店、被仕向店として振込票の授受を行いうる取扱店の範囲については、仕向店は加盟金融機関の全店舗がなりえるが、被仕向店については、取引店が「振込センター」であるか「交換母店」であるかにより異なる。
- (2) 付帯物件付振込とは、振込票に振込通知書など付帯物件が付されている振込をいう。
- (3) メール振込の場合には、振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交しており、この使用印鑑は、振込票を送付する際に添付する「振込票送付書」に押印し、被仕向金融機関の振込センターが照合している。
- (4) 振込票には、「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されており、振込票の金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。
- (5) 文書為替で取扱った国庫金振込および公金の振込は、銀行間手数料の授受の対象となっている。

**[問 23] 仕向金融機関における振込の組戻手続について、誤っているものを1つ  
選びなさい。**

- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった振込金組戻依頼書とともに振込受付時に交付してある振込金受取書と組戻手数料を提出してもらい、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認する。
- (3) 組戻の依頼を受けたときは、振込金受取書と振込金組戻依頼書を、保管中の振込依頼書と照合・点検し、組戻依頼を受けた振込が自店で取扱ったものであることを確認する。
- (4) 組戻依頼人が貯金者(取引先)でない場合は、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるか照合するとともに、公的証明書により本人確認を行う。
- (5) 仕向店は組戻依頼人に、振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合は、被仕向店は直ちに入金取消をしたうえで振込資金を返戻する旨説明する。

**[問 24] 被仕向金融機関における振込の取扱いについて、誤っているものを1つ  
選びなさい。**

- (1) 他行為替における被仕向金融機関は、仕向金融機関との間で内国為替取扱規則の定めなどを内容とする為替取引契約を結んでいるので、被仕向金融機関は、この契約上の義務を仕向金融機関に対して負っている。
- (2) 被仕向金融機関は仕向金融機関に対して委任契約の受任者として、仕向金融機関から受取った振込通知等に記載された受取人名義の貯金口座に、振込金を善良なる管理者の注意をもって入金する義務を負う。
- (3) 被仕向金融機関は、貯金契約において振込による貯金の受入れを約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (4) 交換振込における振込資金決済用の「振込金交換請求依頼書」の金額については、振込票の合計金額(「一般の振込」分には銀行間手数料が合算されている)と一致していることを確認する。
- (5) 交換振込の資金請求は、文書交換日の翌々営業日以降に「振込金交換請求依頼書」を手形交換に持出して請求する。

**〔問 25〕 被仕向金融機関における振込金の入金時期について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) テレ為替「当日扱いの振込」は、振込通知の受信日の当日から翌営業日までに入金する。
- (2) テレ為替「先日付振込」は、振込指定日の前営業日の営業終了時刻から振込指定日までに入金する。
- (3) MTデータ伝送の先日付振込は、振込指定日から翌営業日までに入金する。
- (4) MTデータ伝送の文書為替は、取組日の当日に入金する。
- (5) 交換振込は、文書交換日の翌営業日までに入金する。

**〔問 26〕 被仕向金融機関における入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示が「照会必要」のコードの場合には、直ちに仕向店へ照会のうえ、仕向店からの組戻依頼または電文の取消・訂正依頼によって処理する。
- (2) 被仕向店の照会に対し、照会日の翌営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金を仕向店へ返却することができる。
- (3) 入金不能分のうち取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについて仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記し、仕向店へ資金を返送してもさしつかえない。
- (4) 当日扱いの振込の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替(当日)]」によって行う。
- (5) メール振込で取扱った振込に入金不能が生じた場合は、すべてテレ為替で取扱う。

**〔問 27〕 被仕向店における組戻の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込通知が到着しているが、まだ受取人の口座に入金記帳していない場合でも、受取人に組戻依頼により資金返却する旨を連絡したうえ資金返却する。
- (2) 振込通知が到着していて、既に受取人の口座に入金済みの場合は、必ず受取人に連絡して資金の返金に同意が得られたときは、振込入金を取り消したうえで、その資金を付替で仕向店に返金する。
- (3) 先日付振込の場合、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人に連絡することなく、被仕向店は組戻依頼に応じなければならない。
- (4) 振込指定日以降に組戻の依頼を受けた場合には、既に受取人の口座に入金済みであるので、組戻不承諾の回答をする。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、テレ為替による組戻と同様であるが、被仕向店は振込票を郵送で返却する。

**[問 28] 雑為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 全国銀行内国為替制度では、内国為替取引を「為替取引」と「資金決済取引」に区分しており、雑為替は「為替取引」に該当する。
- (2) 雑為替の為替種目には「付替」、「請求」、「不渡」の3つがある。
- (3) 集中取立手形の不渡手形代り金の資金決済は、「請求」で行う。
- (4) 雑為替は取組日当日とする当日扱いのみの取扱いで、先日付扱いの付替、請求の取扱いはできない。
- (5) 集中取立手形の資金を送付する場合は、為替種目「請求」で行う。

**[問 29] 一般通信の通信種目について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 被仕向金融機関に代金取立の取立番号の訂正を依頼する場合は、一般通信〔連絡〕で行う。
- (2) 仕向金融機関に訂正を承諾する場合は、一般通信〔回答〕で行う。
- (3) 被仕向金融機関に口座番号の訂正を依頼する場合は、一般通信〔訂正〕で行う。
- (4) 被仕向金融機関に振込金の組戻を依頼する場合は、一般通信〔組戻〕で行う。
- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、一般通信〔依頼〕で行う。

**[問 30] 仕向金融機関の錯誤による電文の「取消」の対象となっていないものを、1つ選びなさい。**

- (1) 重複発信
- (2) 受信金融機関名・店名相違
- (3) 受取人名相違
- (4) 金額相違
- (5) 取扱日相違

**[問 31] 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 代金取立は、金融機関が取引先や他の金融機関等から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うものであり、代金取立の法的性質は民法上の委任である。
- (2) 委託金融機関は取立依頼の受任者として、善良なる管理者の注意義務や取引結果を取立依頼人に報告する義務がある。
- (3) 取立の対象が手形および記名式小切手の場合には、取立依頼人と委託金融機関の両者間には取立委任裏書の裏書人と被裏書人の関係も存在する。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係がある。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、代金取立契約上の関係がある。

**[問 32]** 代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、貯金口座へ直ちに受入れできないものとします。

- (1) 為替手形・小切手
- (2) 裏書不連続の約束手形
- (3) 金額の確定していない旅館券
- (4) 貯金証書・貯金通帳
- (5) 配当金領収証

**[問 33]** 代金取立規定ひな型に定める内容について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件・小切手要件の白地については、委託金融機関はあらかじめ補充を促す義務と、白地を補充する義務がある。
- (2) 小切手の取立にあたり、小切手の金額に数字と文字を持って記載されている場合には、小切手法に定められている文字による金額を小切手金額として取扱う。
- (3) 委託金融機関は、証券類が不渡となったときには、直ちにその通知を取立依頼人の届出の住所宛に発信しなければならない。
- (4) 不渡となった証券類は当店または他の支店のいずれかで返却を行う。
- (5) 証券類の組戻しを依頼する場合は、支払期日の当日までに組戻依頼書を提出してもらう。

**[問 34]** 約束手形の手形要件の記載について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件の1つが記載されていなくても、約束手形としての効力に影響はない。
- (2) 支払期日(満期)は、金融機関の営業日である平日を記載する。
- (3) 支払地は、「〇〇県〇〇市〇〇町」まで記載する。
- (4) 振出日は、実際その手形が振出された日を記載する必要はない。
- (5) 振出地の記載がない場合は、手形の支払地が振出地とみなされる。

**[問 35] 手形の裏書について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされ、実質的な権利者かどうかということとは問題とせず、裏書が形式的に連続していれば、手形所持人は手形上の権利を行使することができる。
- (2) 裏書譲渡によって、裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者になるという権利移転的効力がある。
- (3) 被裏書人として記載された人は、手形上の権利者としての資格が認められ、自己が権利者であることを証明する手続を必要としない資格授与的効力がある。
- (4) 譲渡裏書の裏書人は被裏書人に対して支払いの責任を負うという担保的効力があるが、その後の手形関係人に対しては支払いの義務はない。
- (5) 取立委任裏書の裏書人は、手形上の実質的な権利者であり、被裏書人は、取立委任のための裏書はできるが、譲渡裏書はできない。

**[問 36] 線引小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 2本の平行線内に「銀行」と記載してあるものは、特定線引小切手として取扱う。
- (2) 一般線引および特定線引をすることができるのは、小切手の振出人または所持人である。
- (3) 一般線引小切手の場合において、支払金融機関は、自己の取引先のみ支払うことができる。
- (4) 特定線引を一般線引に変更することはできるが、その逆はできない。
- (5) 特定線引が届出印により抹消されているときは、特定線引が最初からなかったものとされる。

**[問 37] 不渡手形の返還と不渡処分について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 不渡処分の対象となる証券は、手形(約束手形・為替手形)と小切手に限られる。
- (2) 「依頼返却」は、不渡届の提出を要しない0号不渡事由である。
- (3) 「契約不履行」は、第2号不渡届の提出を必要とする不渡事由である。
- (4) 不渡事由が「契約不履行」と「資金不足」とが重複しているときには、「資金不足」が優先する。
- (5) 取引停止処分制度においては、取引停止処分者とは、2年間、貯金取引および貸出取引が禁止されている。

**[問 38] 代金取立の取立方式について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 集中取立は、各取扱店が取立手形を自金融機関の集手センターに送付し、集手センターは期日の7営業日前までに受託金融機関の集手センターに到着するように送付する方式である。
- (2) 期近手形集中取立は、小切手および期日余裕のない手形の取立方式で、あらかじめ協定を締結した加盟金融機関間でのみ取扱うことができる。
- (3) 個別取立は、手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付し、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する方式である。
- (4) 内国為替取扱規則において、代金取立の利用基準は「集中取立優先利用原則」により集中取立により取り立てることを原則としている。
- (5) 集中取立は、依頼人にとっても期日入金扱いにより期日当日に手形金を払い戻せる資金運用上のメリットがある。

**[問 39] 委託店および受託店の取立事務について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 取立手形の受付時は、手形・小切手に要件不備はないか、手形の裏書は連続しているか、手形および記名式小切手の場合は、依頼人の取立委任裏書があるかなど、手形等の形式等の点検を行う。
- (2) 個別取立において、取立委任の裏書を行うが、D/A扱いの荷付為替手形、減額取立を依頼する手形等、取立委任時に書面によって重要な依頼を行う手形類については、正規の取立委任裏書を行い、取立委任印(スタンプ)を使用してはならないことになっている。
- (3) 集中取立の委託は、一般的には期日の15~18営業日前までに、自県の信連、信漁連集手センターに手形を送付する。
- (4) 受託店は、委託店から個別取立の手形が送付されてきた場合、受領した封筒は、内国為替取扱規則により、手形期日から1週間保管することが義務づけられている。
- (5) 集中取立において、集手センターあてに不渡通知を発信する際の不渡理由コードは、資金不足は「1」、取引なしは「2」である。

**[問 40] 取立手形の組戻処理について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 取立手形の組戻の法的性質は、委任契約の解除である。
- (2) 取立依頼人から、組戻の申出があったときは、取立手形組戻依頼書と代金取立手形預り証の提出を求め、組戻依頼書に押捺された印影を貯金取引用の届出印鑑と照合し、組戻依頼人が取立依頼人本人であることを確認する。
- (3) 集中取立の場合、委託店は組戻依頼書に基づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、集中店あてに一般通信〔依頼〕により発信する。
- (4) 受託店は、組戻依頼を受けた手形類が、すでに手形交換に持出済みの場合は、一般通信〔回答〕により「組戻不承諾」を発信する。
- (5) 受託店は、集中取立にかかる組戻分の資金請求を、期日またはその翌営業日に、組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求〔集手・期近の不渡通知〕」により資金を請求する。

**[問 41] 公金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する資金のことをいい、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことを意味する。
- (2) 国庫金には、歳入金、歳出金、預託金、保管金などがある。
- (3) 歳入金とは、国の種々の需要を満たすための支払いの財源となる現金で、一会計年度内に収納されるものをいい、一般会計と特別会計に区分されている。
- (4) 歳出金は、国の種々の需要を満たすため、一会計年度における歳出予算に基づく一切の支出金のことをいう。
- (5) 国税収納金整理資金は、歳入金、歳出金に属している国庫金で、国税の受入および還付金等の支出を一時的に整理する資金のことをいう。

**[問 42] 国庫金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国庫金振込の事務取扱いは、農協、漁協の店舗においては、農林中金の復代理店として取扱っている。
- (2) 厚生年金、国民年金などの年金給付金振込は、偶数月の15日を定時の振込指定日(定時払)としている。
- (3) 国庫金振込は、振込先金融機関名・店舗名、貯金種目、貯金口座番号、受取人氏名が受取人口座と一致する場合は振込指定日に自動入金される。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込で、入金不能となった場合、被仕向店は、振込依頼日当日から翌6営業日までにテレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あてに発信し、資金返金処理を行う。
- (5) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の振込要項と一致する貯金口座がないが、相当の注意をもって受取人の貯金口座を特定した場合でも、被仕向店の判断により入金してはならない。

**[問 43] 国庫金振込取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国庫金振込の取扱いは、国振指定店舗に限られる。
- (2) 国庫金振込は、必ず受取人名義の貯金口座に入金する。
- (3) 国庫金振込は、為替通知が到着したらただちに入金処理する。なお、振込指定日つきの国庫金振込は、必ず振込指定日に入金処理する。
- (4) 国庫金振込事務にかかる関係帳票は、個人情報を含んでいるため、専用ファイルに綴り込みファイリングする。
- (5) 国振帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議の作成は不要であるが、職員2名以上(管理職立会い)により確実に廃棄する。

**[問 44] 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 厚生年金保険の被保険者と被扶養配偶者は、第2号被保険者である。
- (2) 老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまで、40年間すべて保険料を納付した場合は満額支給される。
- (3) 遺族基礎年金は、被保険者が死亡したとき、老齢基礎年金の受給権者が死亡したときなど、一定の要件のもとに妻に支給され、子には支給されない。
- (4) 厚生年金保険の保険料は、事業主が3分の1、被保険者が3分の2を負担している。
- (5) 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人に60歳から65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金が支給される。

**[問 45] 給与振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 全国銀行内国為替制度に加盟している系統金融機関は、他の金融機関と「給与振込に関する協定書」を締結することなく、加盟金融機関相互間で自由な給与振込の取扱いが可能である。
- (2) 受給者の口座相違防止として、仕向金融機関は振込通知に給与の受給者名のほか貯金種目、口座番号(7桁以内)を必ず記入しなければならない。
- (3) テレ為替方式による振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の5営業日前から2営業日前までとなっている。
- (4) 民間企業の給与振込は、振込指定日の営業開始時刻から支払いができるように入金処理しなければならない。
- (5) 入金不能が発生した場合は、被仕向店は、すみやかに電話で仕向店に連絡するとともに、直ちに雑為替「付替」により資金を返送しなければならない。

**[問 46] 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者(利用者)の三者で、三者の法律関係は委任関係とされている。
- (2) 金融機関の口座振替のメリットとして、貯金者と安定した継続取引のパイプができ、取引が定着化することや、収納機関から口座振替の手数料が得られ、収益拡大につながることもある。
- (3) 系統の口座振替の仕組みとして最も多い例は、信連・信漁連が収納機関と口座振替の委託契約を結び、信連・信漁連と J A ・ J F との間で再委託契約を行っている方式である。
- (4) 口座振替の振替日は、信連・信漁連(J A ・ J F)と貯金者が特定の日を協議のうえ取決める。
- (5) 口座振替の貯金口座は普通貯金・当座貯金などの要求払貯金とし、口座名義は原則として各種の利用契約者と貯金者名義は同一のものとする。

**[問 47] 歳入金を受入上の留意点について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統金融機関で受入れることのできる歳入金は、系統金融機関が所在する都道府県の官庁が発行したものに限られる。
- (2) 歳入金を受入事務において、交通反則金は、納付期限を過ぎていても受入れることができる。
- (3) 歳入金を受入事務において、納付金額(合計金額)が訂正されているものは、納付者の訂正印があっても受入れることはできない。
- (4) 歳入金を受入事務において、納付金額が「0」のものも受入れることができる。
- (5) 歳入金を受入事務において、返納金納入告知書や返納金納付書および納入通知書は国庫金であるので、系統金融機関でも受入れることができる。

**[問 48] マルチペイメントネットワークシステム(MPN)について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) MPNにより公共料金、税金などを収納できるのは、金融機関と大手コンビニエンスストアである。
- (2) MPNの収納サービスのオンライン方式の場合には、窓口、ATM、パソコン、モバイルで公共料金、税金等の支払いができる。
- (3) MPN収納サービス利用の金融機関のメリットの1つは、納付書の仕分けや発送作業等の事務負担が軽減されることである。
- (4) インターネットバンクを利用する顧客のメリットは、金融機関窓口での支払いが不要となり、金融機関の営業時間外での支払いができることである。
- (5) 公共料金、税金等をパソコン、携帯電話等から支払うことができるものは、「P a y - e a s y」(ペイジー)マークのついた請求(収納)書に限られる。

[問 49] 盗難カード等にかかる「預貯金者保護法」における被害額の補てんについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 補てんの対象となる金額は、原則として金融機関にカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定されている。
- (2) 金融機関が善意無過失であったことおよび貯金者に過失があったことを証明した場合は、被害額はいっさい補てんしない。
- (3) 金融機関が善意無過失であり、貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、同居人、家事使用人によって行われた場合は、被害額はいっさい補てんしない。
- (4) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、被害額はいっさい補てんしない。
- (5) 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日を暗証にし、かつ暗証を推測させる免許証や健康保険証をキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の過失として被害額の4分の3を補てんする。

[問 50] 業態間CDオン提携の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 郵便貯金(郵貯)とのCDオン提携により、現金払出業務、残高照会業務に加え、JA系統およびJF系統のキャッシュカードによる郵貯ATMでの現金受入業務ができる。
- (2) セブン銀行のATM(セブン・イレブン・コンビニATM)を利用して、JA系統およびJF系統のキャッシュカードによる現金払出業務、残高照会業務、現金受入業務ができる。
- (3) 系統が提携している全国キャッシュサービス(愛称：MICS)の取扱業務は、CD・ATMの相互利用による現金支払業務、現金受入業務、残高照会業務、口座確認業務である。
- (4) 業態間CDオン提携にかかる系統外金融機関との貸借決済(支払資金、顧客手数料、金融機関利用料)は、MICS運営機構事務取扱規則に基づき農林中金が行うことになっている。
- (5) 業態間CDオン提携取引にかかる顧客との紛議等は、原則として被仕向金融機関(貯金口座のある店舗)がその折衝にあたることとし、CD・ATM本体に関する紛議は、仕向金融機関で処理することになっている。

# 「試験問題解説編」



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

# 目 次

## 内 国 為 替 の 基 本 等

問 1	為替と決済業務	26
問 2	決済業務の重要性和取扱上の留意点	27
問 3	内国為替業務の取扱い	28
問 4	為替取扱店の用語	29
問 5	為替業務取扱いの根拠法令	29
問 6	内国為替取引の契約	30
問 7	系統為替取引契約	31
問 8	全国銀行内国為替制度の運営	32
問 9	内国為替取引の取扱方式と利用基準	33
問10	内国為替取引における事故の責任	34

## 振 込 , 送 金 , 雑 為 替

問11	振込の機能と仕組み	35
問12	振込の取扱方式	36
問13	文書為替の取扱い	37
問14	振込取引当事者間の法律関係 (法的性質)	37
問15	テレ為替の口座相違防止策	38
問16	振込契約	39
問17	振込資金	40
問18	犯罪収益移転防止法における「取引時確認」	41
問19	振込規定ひな型の記載内容	42
問20	仕向金融機関の振込事務の取扱い	43
問21	身体障がい者等からの振込依頼	43
問22	文書為替の取扱い	44
問23	仕向金融機関における振込の組戻手続	45
問24	被仕向金融機関における振込の取扱い	46

問25	振込金の入金時期	47
問26	入金不能分の処理	48
問27	被仕向店における組戻の取扱い	49
問28	雑為替の取扱い	49
問29	一般通信の通信種目	50
問30	錯誤による電文の「取消」	51

#### 代金取立，手形・小切手

問31	代金取立の法的性質と当事者の法律関係	51
問32	代金取立の対象とならない証券類	52
問33	代金取立規定ひな型	53
問34	約束手形の手形要件	53
問35	手形の裏書	54
問36	線引小切手の取扱い	55
問37	不渡手形の返還と不渡処分	55
問38	代金取立の取立方式	56
問39	委託店および受託店の取立事務	57
問40	取立手形の組戻処理	58

#### 決 済 業 務

問41	公金制度	59
問42	国庫金振込の取扱い	60
問43	国庫金振込取扱上の留意点	60
問44	公的年金制度	61
問45	給与振込の取扱い	62
問46	口座振替の取扱い	63
問47	歳入金を受入上の留意点	64
問48	マルチペイメントネットワークシステム (MPN)	64
問49	預貯金者保護法における被害者の補てん	65
問50	業態間 CD オン提携の取扱い	66

# 正解と解説

## 為替・決済実務

### ●内国為替の基本等

正解率 89%

正解 (4)



#### 為替と決済業務

#### ↳解説

**問 1** 為替と決済業務について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替は、貯金および貸出とともに金融機関の三大基本業務とされている。
- (2) 為替とは、「隔地者間の送金や債権・債務などの代金決済に、直接現金の輸送を行わないで、金融機関等を介して行う仕組み」と定義している。
- (3) 決済業務とは、「金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務」である。
- (4) 決済業務の特色の1つは、遠隔地の第三者を含む広域取引が多数あり、決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携は必要でない。
- (5) 資金決済に関する法律(資金決済法)により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。

- (1) 金融機関の三大基本業務は、預金(系統では貯金と呼んでいる)、貸出および為替である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 為替の定義は、商取引や買物などの代金決済に振込を利用しているように「隔地者間の送金や債権・債務などの代金決済に、直接現金の輸送を行わないで、金融機関等を介して行う仕組み」のことをいう。したがって、(2)は正しい。
- (3) 決済業務とは、公共料金、税金、クレジット代金などの支払いや年金・給与振込など、「金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務」である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 決済業務の特色の1つは、遠隔地の第三者を含む広域にわたる取引が多数あり、決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、業務区域を越えた代金決済を行うためには、他の金融

機関と資金決済の業務提携が不可欠である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

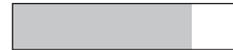
- (5) 金融機関は根拠法のなかに為替取引が認められているが、平成22年4月に施行された「資金決済に関する法律(資金決済法)」により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能になっている。したがって、(5)は正しい。

渡返還時限などの処理すべき日時の厳守、物の確実な保管管理などに留意しなければならない。

- (5) 決済業務においては、顧客との間の取引事故や金融機関との間の事務処理ミス発生の防止に十分留意するとともに、決済業務の取引内容については、機密保持に努めなければならない。

正解率 79%

正解 (1)



### 決済業務の重要性と取扱上の留意点

問 2 決済業務の重要性と取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の高コストの資金源となっている。
- (2) 決済業務における貯金口座への入金・支払いは、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズ、行動パターン等を捕捉し、個々の顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータである。
- (3) 金融機関との取引の頻度・深さに応じて、手数料の価格設定(ディスカウント)を実施したり、特定の金融機関との間で無手数料による提携を行い、特定のネットワークの利便性をアピールし、利用件数の増加を企図するなど、顧客の囲い込みをねらった手数料の戦略的活用が行われている。
- (4) 決済業務においては、正確、迅速な事務の遂行、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、通信時限、不

### 解説

- (1) 金融機関の決済業務は、そのほとんどが流動性貯金の口座からの支払いないし振替によるものであり、決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の低コストの資金源となっている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 公共料金、クレジットカード等の支払いおよび年金、給与等の入金は、貯金口座が利用されており、決済業務における貯金口座への入金・支払いは、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズ、行動パターン等を捕捉し、個々の顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータである。したがって、(2)は正しい。
- (3) 決済業務の収益源は、決済機能提供という役務の対価として手数料を利用者から得ることにあるので、金融機関との取引の頻度・深さに応じて、手数料の価格設定(ディスカウント)を実

施したり、特定の金融機関との間で無手数料による提携を行い、特定のネットワークの利便性をアピールし、利用件数の増加を企図するなど、顧客の囲い込みをねらった手数料の戦略的活用が行われている。したがって、(3)は正しい。

- (4) 決済業務取扱上の留意点のひとつは、正確、迅速な事務の遂行、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、通信時限、不渡返還時限などの処理すべき日時の厳守、手形・小切手等、物の確実な保管管理などに留意しなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 決済業務においては、顧客との間の取引事故や金融機関との間の事務処理ミス発生の防止に十分留意するとともに、決済業務の取引内容は機密保持に努め、「個人情報の保護に関する法律」に則して情報を取扱う必要がある。したがって、(5)は正しい。

### 内国為替業務の取扱い

問 3 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替の種類として、顧客の資金を他へ送金する送金為替には、送金(国庫送金を含む)および振込(国庫金振込を含む)がある。
- (2) 為替の種類として、顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる取立為替には、代金取立がある。
- (3) 送金為替には、①小切手を使う、②振込をする2つの方法があるが、振込をする方

法のほうが多く利用されている。

- (4) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「内国為替取扱規則」に基づいて取扱う。
- (5) 代金取立の取立依頼人と取立手形を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「代金取立規定」に基づいて取扱う。

正解率 51%

正解 (4)



### 解説

- (1) 顧客の資金を他へ送金する機能としての「送金為替」には、為替種類として送金(国庫送金を含む)および振込(国庫金振込を含む)がある。したがって、(1)は正しい。
- (2) 顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる機能としての「取立為替」には、為替種類として代金取立がある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 為替で資金を送る送金為替には、①小切手を使う、②振込をする、の2つの方法があるが、最も多く利用されているのは振込の方法である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、内国為替取扱規則ではなく、「振込規定」に基づいて取扱う。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 代金取立の取立依頼人と取立手形を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、

規定の内容をすべて承認いただく付合契約である「代金取立規定」に基づいて取扱う。したがって、(5)は正しい。

## 為替取扱店の用語

問 4 為替取扱店の役割を規定する用語について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「仕向」とは、為替通知を相手の金融機関に発することをいい、これを行う立場の金融機関を指して「仕向金融機関」という。
- (2) 「被仕向」とは、為替通知を受けることをいい、これを行う立場の金融機関を「被仕向金融機関」という。
- (3) 実際に為替通知を発する取扱店を「仕向店」といい、実際に為替通知を受ける取扱店を「被仕向店」という。
- (4) 代金取立において、顧客から手形等の取立依頼を受け、当該手形等を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「受託店」といい、他の金融機関から手形等を受け、その取立を受託する取扱店または取引店を「委託店」という。
- (5) 委託店の立場の金融機関を「委託金融機関」といい、受託店の立場の金融機関を「受託金融機関」という。

正解率 92%

正解 (4)

### 解説

- (1) 「仕向」とは、送金為替および取立為替において為替通知を相手の金融機関に発することをいい、これを行う立場の金融機関を指して「仕向金融機関」という。したがって、(1)は正しい。
- (2) 「被仕向」とは、為替通知を受けるこ

とをいい、これを行う立場の金融機関を「被仕向金融機関」という。したがって、(2)は正しい。

- (3) 送金為替および取立為替において実際に為替通知を発する取扱店を「仕向店」といい、実際に為替通知を受ける取扱店を「被仕向店」という。したがって、(3)は正しい。
- (4) 代金取立において、顧客から手形等の取立依頼を受け、当該手形等を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「委託店」といい、他の金融機関から手形等を受け、その取立を受託する取扱店または取引店を「受託店」という。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 代金取立の事務において委託店の立場の金融機関を「委託金融機関」といい、受託店の立場の金融機関を「受託金融機関」という。したがって(5)は正しい。

## 為替業務取扱いの根拠法令

問 5 系統金融機関の為替業務取扱いの根拠法令について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関が、業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が、業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。
- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及

び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に基づいている。

- (4) 農協における為替の員外利用は、組合員利用の5分の1以内に制限されている。
- (5) 信用事業を行う漁協、水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」に基づいている。

正解率 91%

**正解** (4)

## 解説

- (1) 金融機関は、法律によって為替業務を取扱うことが認められており、系統金融機関が、業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統金融機関が、業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替業務の取扱いに必要な内部規定（信用事業規定、信用事業方法書（為替取引）など）を定めなければならない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」（第10条6項2号、8号）および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」（第7条）に基づいている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 農協における為替の員外利用は、当初、組合員利用の5分の1以内に制限されていたが、その後農業協同組合法の改正により、農協における為替の員外利用者の制限および為替取引契約の

相手方の制限が撤廃され、現在は全国銀行内国為替制度に加盟している。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 信用事業を行う漁協、水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」（第11条3項2号、7号）および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」（第5条）に基づいている。したがって、(5)は正しい。

## 内国為替取引の契約

**問 6** 内国為替取引の契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が個々の内国為替取引（振込、送金、代金取立、雑為替）に関する取扱上の諸事項（為替通知の授受、為替貸借の決済方法）について合意したものである。
- (2) 為替取引契約を締結した為替取扱金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負う。
- (3) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いをしたことによって事故が起こり、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。
- (4) 為替取引契約の法的性質は、一般に民法に定める委任契約と解されている。
- (5) 金融機関の間で行われる為替取引には、資金決済が行われるまで、金融機関でその資金を運用（消費）することができるという民法に定める消費寄託契約の法律関係は

含まれていない。

正解率 88%

正解 (5)



## 解説

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が振込、送金、代金取立、雑為替の内国為替について、為替通知の授受、為替貸借の決済方法など、取扱上の諸事項について合意したものである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 内国為替取引の為替取引契約は、内国為替取扱規則等の規定内容が契約内容であり、為替取引契約を締結した為替取扱金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負う。したがって、(2)は正しい。
- (3) 委任契約の受任者は、委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委任事務をする義務を負うので（民法644条）、為替取引契約を締結した金融機関で、為替取引の基本となる諸取引事項について、契約内容に違反した取扱いをしたことによって事故が起り、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 為替取引契約の法的性質は、金融機関相互間で、送金や取立を依頼し、相手側がこれを承諾することで成立する契約であり、一般に民法に定める「委任契約」（643条）と解されている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 金融機関の間で行われる為替取引の

法的性質には、委任のほかに、資金決済が行われるまで、金融機関でその資金を運用（消費）することができるという民法に定める「消費寄託契約」（666条）や為替を取扱う場合は、まず契約条項にしたがって処理するが、何の取決めがない場合でも、相互に信義誠実を旨として処理する必要があるという民法に定める「事務管理」（697条）の法律関係が含まれていると解されている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 系統為替取引契約

問 7 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金の系統金融機関相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統内国為替取扱規則は、系統為替取扱準則に基づく系統金融機関相互間の内国為替取引ならびに一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替取扱規則に基づく系統金融機関と全国銀行内国為替制度加盟の系統外金融機関相互間の内国為替取引および為替決済について具体的に事務取扱手続を定めている。
- (3) 系統為替オンラインシステム利用規則は、系統為替オンラインシステムの運営ならびに利用に関する事項を定めている。
- (4) 県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、県内為替取引および為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。
- (5) 全国銀行内国為替制度における内国為替

取扱規則および全銀システム利用規則は、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済も、この規則が適用される。

正解率 39%

**正解** (5)



### 解説

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金の系統金融機関相互間の為替取引契約をいい、これには為替契約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統内国為替取扱規則は、農林中央金庫が、系統為替取扱準則に基づく系統金融機関相互間の内国為替取引ならびに一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替取扱規則に基づく系統金融機関と全国銀行内国為替制度加盟の系統外金融機関相互間の内国為替取引および為替決済について具体的な事務取扱手続を定めている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統為替オンラインシステム利用規則は、農林中央金庫が系統為替オンラインシステムの運営ならびに利用に関する事項を定めている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、信連または信漁連が、県内為替取引および為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 全国銀行内国為替制度における内国

為替取扱規則および全銀システム利用規則は、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済は適用の範囲外としており、これについては県内為替取扱規則、県内為替オンラインシステム利用規則、系統内国為替取扱規則、系統為替オンラインシステム利用規則が適用される。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

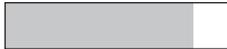
## 全国銀行内国為替制度の運営

**問 8** 全国銀行内国為替制度の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全国銀行内国為替制度には、系統金融機関を代表して農林中金、信連、信漁連が加盟しているが、信用事業を行う農業協同組合は加盟していない。
- (2) 全国銀行内国為替制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (3) 全国銀行内国為替制度は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの定款に基づき業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則を制定し、これらに基づき運営されている。
- (4) 全国銀行内国為替制度における加盟金融機関の種類は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間で資金清算（為替決済）を行う清算参加者と清算参加者に代行決済を委託する代行決済委託金融機関の2つの区分により構成されている。
- (5) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間の資金清算（為替決済）は、日本銀行における当座勘定で決済している。

正解率 83%

正解 (1)



→ 解説

- (1) 全国銀行内国為替制度には、法令により、内国為替業務を行うことができる銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信連、信漁連ならびに信用事業を行う農業協同組合、信用組合、労働金庫等の金融機関が加盟している。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 全国銀行内国為替制度は、法令により内国為替業務を行うことが認められている金融機関を加盟金融機関とし、この加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 全国銀行内国為替制度は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの定款に基づき全国銀行内国為替制度の運営の基本事項を定めた業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則を制定し、これらに基づき運営されている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 全国銀行内国為替制度における加盟金融機関の種類は、日本銀行における当座勘定により一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間で資金清算（為替決済）を行う清算参加者と清算参加者に代行決済を委託する代行決済委託金融機関の2つの区分により構成されている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 清算参加者（代行決済委託金融機関分を含む）と一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとの間の資金清算（為替決済）は、日本銀行における当座勘定で決済している。したがって、(5)は正しい。

内国為替取引の取扱方式と利用基準

問 9 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が発信するテレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。
- (2) MT データ伝送は、金融機関相互間の為替通知を系統 MT 伝送システムおよび全銀システムの磁気テープデータ伝送 (MT データ伝送) 機能により送達する方式である。
- (3) 一般通信の通信種目 (内訳) は、照会、依頼、連絡、回答の4つである。
- (4) 文書為替のメール振込は、振込票を郵送によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の付替で行う方式である。
- (5) 交換振込は、振込票を文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済を手形交換で行う方式である。

正解率 45%

正解 (4)



→ 解説

- (1) テレ為替は、金融機関相互間の為替通知および一般通信を、県内通信システム、系統為替オンラインシステムおよび全国銀行データ通信システム（全銀システム）のテレ為替機能により送受信する方式で、この金融機関が発信する

テレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。したがって、(1)は正しい。

- (2) MT データ伝送は、金融機関相互間の為替通知を系統 MT 伝送システムおよび全銀システムの磁気テープデータ伝送 (MT データ伝送) 機能により送達する方式で、この MT データ伝送は、振込を取扱いの対象としている。したがって、(2)は正しい。
- (3) テレ為替の通信種目のうち、一般通信の内訳は、照会、依頼、連絡、回答の4つである。したがって、(3)は正しい。
- (4) 文書為替のメール振込は、為替通知に振込票が使用され、これを郵送によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の「請求」で行う方式である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 交換振込は、為替通知に振込票が使用され、これを文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済を手形交換で行う方式である。したがって、(5)は正しい。

### 内国為替取引における事故の責任

**問 10** 内国為替取引における事故の責任について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取扱金融機関が内国為替取扱規則や全銀システム利用規則に違反した場合は、取扱金融機関の責任となる。
- (2) 自行システムの障害によって事故が生じたときは、取扱金融機関の責任となる。
- (3) 全銀システムの障害あるいは全銀センターの運営上生じた事故は、全銀センター

の責任となる。

- (4) 共同システムの障害あるいは共同センターの運営上生じた事故は、共同システムに参加する金融機関の共同責任となる。
- (5) 系統センターの運営上生じた事故は、農林中央金庫の責任となる。

正解率 61%

正解 (3)



### 解説

- (1) 内国為替取引における事故の責任は、取扱金融機関が、業務方法書、内国為替取扱規則や全銀システム利用規則に違反した場合は、取扱金融機関の責任とし、その損害は取扱金融機関が負担する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 自行システムの障害によって事故が生じたときは、取扱金融機関の責任とし、その損害は取扱金融機関が負担する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 全銀システムの障害あるいは全銀センターの運営上生じた事故は、全加盟金融機関の共同責任とし、その損害は全加盟金融機関が共同して負担する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 共同システムの障害あるいは共同センターの運営上生じた事故は、共同システムに参加する金融機関の共同責任とし、その損害は金融機関が共同して負担する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 系統センターの運営上生じた事故は、農林中央金庫の責任とし、その損害は農林中央金庫が負担する。したがって、(5)は正しい。

# ● 振込, 送金, 雑為替

正解率 89%

正解 (3)

## 振込の機能と仕組み

問 11 振込の機能と仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込は、依頼人から振込依頼を受けた仕向金融機関が、依頼人の指定した被仕向金融機関に対して、受取人の貯金口座に一定金額を入金することを委託し、被仕向金融機関はこの委託に基づき、受取人名義の貯金口座にその金額を入金する送金方法である。
- (2) 振込は依頼内容に基づいて自動的に受取人の貯金口座に資金が入金されるので、依頼人や受取人にとっては、小切手の紛失や盗難のような事故もなく、きわめて便利で安全確実に送金できる方法である。
- (3) 振込は被仕向金融機関にとっては、内部の自動振替処理によって指定口座に入金すれば足りるうえ、受取人が自店の取引先であるためその確認が容易であるが、振込まれた資金は貯金として滞留しないなどのデメリットがある。
- (4) 振込の取扱件数は各種公共料金等の口座振替（自動支払い）や給与振込の普及等により、金融機関に設けた貯金口座の利用が国民各層に拡大されたこととあいまって年々増加している。
- (5) 振込は為替業務の中心であり、商取引によって生じる債権・債務の決済のほか、配当金、保険料の支払いをはじめ各種の年金や会費、家賃の支払い等広範囲にわたり利用され、個人の消費生活や家計においてまで広く利用されている。

## ↳ 解説

- (1) 振込は、依頼人から振込依頼を受けた仕向金融機関が、依頼人の指定した被仕向金融機関に対して、受取人の貯金口座に一定金額を入金することを振込通知または振込票により委託し、被仕向金融機関はこの委託に基づき、受取人名義の貯金口座にその金額を入金する送金方法である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込は依頼内容に基づいて被仕向金融機関センターのシステム機能により自動的に受取人の貯金口座に資金が入金されるので、依頼人や受取人にとっては、小切手の紛失や盗難のような事故もなく、きわめて便利で安全確実に送金できる方法である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込は被仕向金融機関にとっては、内部の自動振替処理によって指定口座に入金すれば足りるうえ、受取人が自店の取引先であるためその確認が容易であり、振込まれた資金は貯金として滞留するなどの利点を有している。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 振込の取扱件数は、各種公共料金等の口座振替（自動支払い）や給与振込の普及等により、金融機関に設けた貯金口座の利用が国民各層に拡大されたこととあいまって年々増加しており、平成27年度の取扱件数は前年度比2.6%増の11.7億円となっている。し

たがって、(4)は正しい。

- (5) 振込は、全国銀行内国為替制度の中心であるテレ為替においても、全取扱量の80%以上を占めており、商取引によって生じる債権・債務の決済のほか、配当金、保険料の支払いをはじめ各種の年金や会費、家賃の支払い等広範囲にわたり利用され、個人の消費生活や家計においてまで広く利用されている。したがって、(5)は正しい。

## 振込の取扱方式

**問 12** 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 付帯物件付振込は、特に急を要する場合においても、すべて文書為替による取扱方式で取扱う。
- (2) テレ為替による為替通知の送達時間は、仕向店から被仕向店までおよそ2時間程度である。
- (3) テレ為替による「当日扱いの振込」は、仕向店が振込依頼人から振込依頼を受けた日の翌営業日の営業開始時間までに、被仕向店あて振込通知を発信しなければならない。
- (4) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信する方法である。
- (5) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信する取扱方式で、先日付振込、給与振込、年金振込などに利用されているが、文書為替は取扱うことができない。

正解率 68%

正解 (4)

### 解説

- (1) 付帯物件付振込は、通常は文書為替によって取扱うが、特に急を要する場合に限りテレ為替によって取扱うことができる取扱方式である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) テレ為替は、全銀システムや系統オンラインシステムなどデータ通信システムのテレ為替機能を利用する取扱方式で、これにより為替通知の送達時間は、仕向店から被仕向店までおよそ1時間程度である。したがって、(2)は誤りである。
- (3) テレ為替による「当日扱いの振込」は、仕向店が振込依頼人から振込依頼を受けた当日、直ちに被仕向店あて振込通知(為替通知)を発信し、被仕向店は振込通知を受信した当日、直ちに受取人の口座へ入金する取扱方式である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信し、被仕向店は振込指定日に受取人の口座へ入金する取扱方式である。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) MTデータ伝送は、全銀システムや系統MTデータ伝送システムの磁気テープデータ伝送機能を利用し、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するもので、先日付振込、給与振込、年金振込などのほか、文書為替も取扱う

ことができる取扱方式である。したがって、(5)は誤りである。

## 文書為替の取扱い

**問 13** 文書為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 文書為替には、メール振込と交換振込の2つの方式があり、仕向店は振込の依頼を受付けた時に、メール振込か交換振込かを振込依頼人に選択してもらう。
- (2) メール振込は、仕向店が被仕向店に、振込票を個別に郵送により授受する方法である。
- (3) メール振込は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込について取扱う。
- (4) 交換振込の資金決済は、被仕向振込センターまたは被仕向交換母店が作成した「振込金交換請求依頼書」を手形交換所に持出すことによって、手形交換で決済する。
- (5) メール振込の資金決済は、振込票の合計金額で仕向振込センターからテレ為替の「付替 [その他の資金付替 (当日)]」により、被仕向振込センターへ付替により資金を送付する。

正解率 31%

**正解 (3)**



### 解説

- (1) 文書為替には、メール振込と交換振込の2つの方式があり、仕向店は振込の依頼を受付けた時に、振込票がどちらの振込方式が早く送達されるかによって、メール振込か交換振込かを仕向店が選択して取扱う。したがって、(1)は誤りである。

- (2) メール振込は、仕向店と被仕向店の振込センター相互間で、振込票をまとめて郵送などにより授受する方法である。したがって、(2)は誤りである。
- (3) メール振込は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込について取扱うことと規定されており、付帯物件の付かない(通常)国庫金・公金以外(一般)の振込は対象外となっている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 交換振込の資金決済は、被仕向振込センターまたは被仕向交換母店が仕向振込センターまたは仕向交換母店が作成した「振込金交換請求依頼書」を手形交換所に持出すことによって、手形交換で決済する。したがって、(4)は誤りである。
- (5) メール振込の資金決済は、振込票の合計金額で被仕向振込センターからテレ為替の「請求 [一般・メール振込資金請求 (当日)]」または「請求 [公金・メール振込資金請求 (当日)]」により、仕向振込センターへ振込資金を請求し行う。したがって、(5)は誤りである。

## 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)

**問 14** 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関の法律関係は、委任契約であると解されている。
- (2) 仕向店、被仕向店の両者が同一の金融機関の本支店または支店相互間の場合は、自行為替(本支店為替)という為替取引であ

ることから、委任契約が成立する。

- (3) 被仕向金融機関は、まず契約条項あるいは商慣習にしたがって処理するが、なんらの取決めのない場合でも、依頼人の意思にしたがって最もその利益になるような方法で処理すべきであるという事務管理の関係も含まれる。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の関係はなく、貯金契約関係が生じる。
- (5) 振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込入金があった被仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権（貯金債権）を取得するという関係になる。

正解率 52%

**正解** (2)

## → 解説

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関の法律関係は、振込依頼人と仕向金融機関の法律関係は、振込依頼人が、振込依頼書に必要な事項を記入して、振込資金および振込手数料を添えて窓口へ提出し、これを仕向金融機関が、振込依頼書の記入事項について、正しく記載されていることを確認のうえ受け付けることにより、両者間において振込の委任契約が成立する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 仕向店、被仕向店の両者が同一の金融機関の本支店または支店相互間の場合、自行為替（本支店為替）という同一人格内の処理であるから内国為替取扱規則は適用されず、委任契約のような法律関係は生じない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 仕向金融機関から為替通知を受信した被仕向金融機関は、委任契約により為替通知に記載された内容にしたがって事務処理をする義務を負うことになり、まず契約条項あるいは商慣習にしたがって処理するが、なんらの取決めのない場合でも、依頼人の意思にしたがって最もその利益になるような方法で処理すべきであるという「事務管理」の関係も含まれる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の関係はなく、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 被仕向金融機関は受取人との間の貯金契約により、振込があった場合には、遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っており、振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込入金があった被仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権（貯金債権）を取得するという関係になる。したがって、(5)は正しい。

## テレ為替の口座相違防止策

**問 15** 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関における「テレ為替」の口座相違防止策について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座番号のみ判明している場合、口座番号を記入し、住所または電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。
- (2) 貯金種目、口座番号が判明している場合、貯金種目・口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。

- (3) 貯金種目のみ判明している場合、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合、住所も電話番号も不明のときには、その振込を受付けることができない。

正解率 53%

**正解** (5)

### → 解 説

内国為替取扱規則による仕向金融機関における口座相違防止策として、振込金の入金口座を特定するため、受取人名のほかに貯金種目・口座番号、受取人の住所または電話番号等を、それぞれ判明状況に応じて記入することになっている。

- (1) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入すればよく、住所または電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 貯金種目、口座番号が判明している場合は、貯金種目・口座番号を記入すればよく、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。なお、住所も電話番号も不明の場合には、受取人名の漢字の説明を記入する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合は、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所も電話番号も不明のときには、受取人名の漢字の説明を記入することになっており、その振込を受付けることができる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

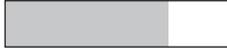
## 振 込 契 約

**問 16** 振込契約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 受取人名が訂正され、訂正箇所に届出印が押なつてある場合は受付けることができるが、金額が訂正されているものは新しい振込依頼書に書き直しを依頼する。
- (2) 取引先および未取引先からの振込依頼の場合には、振込依頼人の住所または電話番号が記載されていない場合でも振込を受付けることができる。
- (3) 振込依頼人が振込依頼書に記入した事項あるいは振込機(ATM)に入力した事項は、法的には金融機関に対する振込委任の内容を示すものであり、振込の申込を承諾した金融機関は、善良なる管理者の注意をもって処理する義務を負う。
- (4) 振込規定ひな型では、振込機(ATM)による振込契約は、最初に「振込」のキーを押したときに振込契約が成立する。
- (5) 電話による振込依頼に対して金融機関が承諾しても、振込資金と振込手数料を受入れるまでは振込契約は成立しない。

正解率 72%

正解 (3)



↳ 解説

- (1) 受取人名または金額が訂正されているものは、訂正箇所には貯金取引の届出印が押なつしてあっても受付けることはせず、新しい振込依頼書に書き直しを依頼する。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 振込依頼人の住所または電話番号が記載されていない場合、未取引先からの振込依頼のときには、後日、振込内容について照会する必要が生じることもあるので、住所と電話番号の記載は必須事項である。なお、取引先の場合は、貯金取引用の連絡先住所または電話番号を使用する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 振込依頼人が振込依頼書に記入した事項あるいは振込機（ATM）に入力した事項は、法的には金融機関に対する振込委任の内容を示すものであり、振込の申込を承諾した仕向金融機関は、その記入あるいは入力された事項に従って善良なる管理者の注意をもって処理する義務を振込依頼人に対して負う。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 振込規定ひな型では、振込機（ATM）による振込契約の成立時期については、金融機関がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに振込契約が成立する。したがって、(4)は誤りである。

- (5) 振込契約の法的性質は委任契約であり、委任契約の申込と承諾により成立する諾成契約の性質を有するので、電話による振込依頼であっても金融機関が承諾すれば、振込契約は成立する。したがって、(5)は誤りである。

振 込 資 金

問 17 振込資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取扱規則では、「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」と定め、他店券を振込資金として受入れることを禁止している。
- (2) 系統為替の場合に、振込資金として他店小切手を受入れたときは、小切手の種類に応じて為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。
- (3) 系統為替の場合に、振込資金として自己宛小切手を受入れたときは、為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。
- (4) 本支店為替の場合は、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いをしているのが一般的である。
- (5) 振込資金の法的性質は、振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有している。

正解率 55%

正解 (3)



↳ 解説

- (1) 内国為替取扱規則では、「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」と定め、間接的に他

- 店券を振込資金として受入れることを禁止している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統為替の場合に、テレ為替の「当日扱いの振込」について振込資金として他店小切手を受入れたときは、小切手の種類に応じて為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統為替の場合に、テレ為替の「当日扱いの振込」について振込資金としてその他他店小切手を受入れたときは、為替通知に「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。なお、その他日銀小切手や自己宛小切手を受入れたときは、為替通知に「タテン」の表示はせず、「起算日」の表示を付けて発信する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 本支店為替の場合は、金融機関の内部処理となるため、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いをしているのが一般的である。したがって、(4)は正しい。
- (5) 振込契約の法的性質は委任契約であることから、振込資金の法的性質は、振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有している。したがって、(5)は正しい。

### 犯罪収益移転防止法における「取引時確認」

問 18 犯罪収益移転防止法における「取引時確認」について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 通常取引で、個人顧客の場合には、本人特定事項に加え、取引を行う目的と職業および勤務先を確認する。
- (2) 通常取引で、法人顧客の場合は、「本人特定事項」、「取引を行う目的」、「事業の内容」の3つを確認する。
- (3) 本人特定事項の確認において、有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付を受けた日の前6か月以内に作成されたものに限定されている。
- (4) 高リスク取引を行うに際しては、通常取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産および負債の状況」の確認を行う。
- (5) 取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、取引開始日から7年間保存する。

正解率 46%

正解 (3)

### 解説

- (1) 通常取引で、個人顧客の場合には、本人特定事項に加え、顧客管理事項として、「取引を行う目的」と「職業」を確認する。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 通常取引で、法人顧客の場合は、本人特定事項に加え、顧客管理事項として、「取引を行う目的」、「事業の内容（法人・人格のない社団または財団）」および「実質的支配者の有無（法人）」を確認する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類は公的証明書であるが、有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付

を受けた日の前6か月以内に作成されたものに限定されている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

- (4) なりすましの疑いがある取引などの高リスク取引を行うに際しては、通常の取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産および収入の状況」の確認を行う。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、確認記録の保存は、通常の取引等にかかる契約が終了した日から7年間保存する。したがって、(5)は誤りである。

### 振込規定ひな型の記載内容

**問 19** 振込規定ひな型の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込通知の発信において、電信扱いの場合には、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することができる。
- (2) 振込資金として受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を振込依頼人に対して通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、これを取消す。
- (3) 受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに振込先の金融機関に照会してください。
- (4) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振込資金

の受領等の手続をとってください。

- (5) 振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、組戻しの手続により取扱う。

正解率 37%

**正解 (3)**

### 解説

- (1) 振込規定ひな型4(振込通知の発信)  
(1)①において、「電信扱いの場合には、依頼日当日に発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。」と定めている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込規定ひな型5(証券類による振込)(3)において、「受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、これを取消します。」と定めている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込規定ひな型6(取引内容の照会等)(1)において、「受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。」と定めている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 振込規定ひな型6(取引内容の照会等)(3)において、「入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。」と定めてい

る。したがって、(4)は正しい。

- (5) 振込規定ひな型7(依頼内容の変更)  
(1)において、「振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、組戻しの手続により取扱います。」と定めている。したがって、(5)は正しい。

### 仕向金融機関の振込事務の取扱い

**問 20** 仕向金融機関の振込事務の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、受取人の氏名は、カタカナによる記入も差し支えないが、原則として、氏名を漢字で記入し、氏名にはフリガナを記入してもらう。
- (2) 振込依頼人については、犯罪収益移転防止法に基づいて、現金による10万円ちょうどの振込の場合には、振込依頼人の本人特定事項の確認を行う。
- (3) 組合員でないお客様から、振込資金を現金または有価証券で受入れたときに、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額が3万円以上の場合に収入印紙を貼付する。
- (4) 振込通知作成上の留意点として、入金不能時の仕向店照会表示は、照会を不要とする場合は「1」を、照会を必要とする場合は「0」を記入する。
- (5) 振込通知作成上の留意点として、受取人の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「3」、その他は「9」を記入する。

正解率 56%

**正解** (4)

#### 解説

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、

受取人名の氏名は、漢字で正確に記入し、氏名にはフリガナを記入してもらう。したがって、(1)は誤りである。

- (2) 犯罪収益移転防止法の取引時確認における振込依頼人の本人特定事項の確認は、現金による10万円を超える(10万1円以上)振込の場合である。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 組合員でないお客様から、振込資金を現金または有価証券で受入れたときに、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額と手数料の合計金額が5万円以上の場合に所定の金額の収入印紙を貼付する。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 振込通知作成上の留意点として、付加コードに入金不能時の仕向店照会表示は、照会を不要とする場合は「1」を、照会を必要とする場合は「0」を記入する。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 振込通知作成上の留意点として、受取人の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「3」ではなく「4」、その他は「9」を記入する。したがって、(5)は誤りである。

### 身体障がい者等からの振込依頼

**問 21** 身体障がい者等からの振込依頼の受付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆あるいは代読の依頼を受けたときは、通常の手続に加え、取引内容・経過等を「代筆・代読記録(視覚障がい者等)」

に記録し、保存する。

- (2) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆を依頼され、窓口担当者が顧客本人の自署が困難と判断した場合に、役席者の承認を得たうえで職員が代筆する。
- (3) 職員が代筆することとなった場合、役席者が立会いのうえ、窓口担当者が代筆を行い、役席者は顧客本人の申し出内容と代筆内容が一致していることを確認する。
- (4) 視覚に障がいのある人等から、仕向店が顧客に交付する振込金受取書等の代読を依頼されたときは、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認する。
- (5) 視覚に障がいのある人等から、同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に行う。

正解率 70%

**正解** (2)



## 解説

- (1) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆あるいは代読の依頼を受けたときは、代読の依頼を受けたときは、役席者が顧客本人の自書・視覚による確認が困難と判断した場合は、通常の手続に加え、取引内容・経過等を「代筆・代読記録（視覚障がい者等）」に記録し、保存する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から代筆を依頼され、役席者

が顧客本人の自署が困難と判断した場合は、職員が代筆する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 役席者が顧客本人の自署が困難と判断し、職員が代筆することとなった場合、役席者が立会いのうえ、窓口担当者が代筆を行い、役席者は顧客本人の申し出内容と代筆内容が一致していることを確認する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 視覚に障がいのある人等から、仕向店が顧客に交付する振込金受取書等の代読を依頼され、役席者が顧客本人の視覚による確認が困難と判断した場合は、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 視覚に障がいのある人等から、同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に、役席者が顧客本人の自署が困難と判断したときは、代筆を行うことができる。したがって、(5)は正しい。

## 文書為替の取扱い

**問 22** 文書為替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

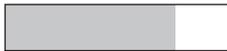
- (1) 仕向店、被仕向店として振込票の授受を行いうる取扱店の範囲については、仕向店

は加盟金融機関の全店舗がなりえるが、被仕向店については、取引店が「振込センター」であるか「交換母店」であるかにより異なる。

- (2) 付帯物件付振込とは、振込票に振込通知書など付帯物件が付されている振込をいう。
- (3) メール振込の場合には、振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交しており、この使用印鑑は、振込票を送付する際に添付する「振込票送付書」に押印し、被仕向金融機関の振込センターが照合している。
- (4) 振込票には、「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されており、振込票の金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。
- (5) 文書為替で取扱った国庫金振込および公金の振込は、銀行間手数料の授受の対象となっている。

正解率 75%

**正解** (5)



### 解説

- (1) 仕向店、被仕向店として振込票の授受を行いうる取扱店の範囲については、仕向店は加盟金融機関の全店舗がなりえるが、被仕向店については、取引店が「振込センター」（全店可能）であるか「交換母店」（同一手形交換地域のみ可能）であるかにより異なる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 「付帯物件付振込」とは、振込票に振込通知書など付帯物件が付されている振込をいい、付帯物件の付かない振込を「通常の振込」という。したがって、(2)は正しい。
- (3) メール振込の場合には、郵送途中の偽造振込票の投入などによる事故を防

止するため、あらかじめ振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交しており、この使用印鑑は、振込票を送付する際に添付する「振込票送付書」に押印し、被仕向金融機関の振込センターが照合している。したがって、(3)は正しい。

- (4) 振込票は、内国為替取扱規則により規格、様式が定められたものを使用することになっており、「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されているので、振込票の金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 文書為替で取扱った国庫金振込および公金の振込は、銀行間手数料の授受の対象外となっているので、一般の振込分と区別するため、振込送付書に公金の表示を行うことになっている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 仕向金融機関における振込の組戻手続

**問 23** 仕向金融機関における振込の組戻手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった振込金組戻依頼書とともに振込受付時に交付してある振込金受取書と組戻手数料を提出してもらい、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認する。
- (3) 組戻の依頼を受けたときは、振込金受取

書と振込金組戻依頼書を、保管中の振込依頼書と照合・点検し、組戻依頼を受けた振込が自店で取扱ったものであることを確認する。

- (4) 組戻依頼人が貯金者（取引先）でない場合は、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるか照合するとともに、公的証明書により本人確認を行う。
- (5) 仕向店は組戻依頼人に、振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合は、被仕向店は直ちに入金取消をしたうえで振込資金を返戻する旨説明する。

正解率 82%

**正解** (5)

### ↳ 解説

- (1) 組戻の法的性質は、依頼人と仕向金融機関間との為替契約の法的性質が委任契約と解されていることから、委任契約の解除としての性格を有している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった振込金組戻依頼書とともに振込受付時に交付してある振込金受取書と組戻手数料を提出してもらい、振込金組戻依頼書が振込受付時に交付してある振込金受取書の内容と一致しているか、振込金受取書により自店受付の振込であることを確認し、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 組戻の依頼を受けたときは、振込金受取書と振込金組戻依頼書を、保管中の振込依頼書と照合・点検し、組戻依頼を受けた振込が自店で取扱ったもの

であることを確認する。したがって、(3)は正しい。

- (4) 組戻依頼人が貯金者（取引先）でない場合は、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるか照合するとともに、運転免許証等その場で確認できる公的証明書により振込依頼人本人であることを確認する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 組戻依頼人に対して、組戻の事務においては、被仕向店に連絡し、被仕向店が承諾して組戻金が返送されないと返金できないこと、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、被仕向店は受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないのを、返金になるまで多少時間がかかることを説明する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 被仕向金融機関における振込の取扱い

**問 24** 被仕向金融機関における振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 他行為替における被仕向金融機関は、仕向金融機関との間で内国為替取扱規則の定めなどを内容とする為替取引契約を結んでいるので、被仕向金融機関は、この契約上の義務を仕向金融機関に対して負っている。
- (2) 被仕向金融機関は仕向金融機関に対して委任契約の受任者として、仕向金融機関から受取った振込通知等に記載された受取人名義の貯金口座に、振込金を善良なる管理者の注意をもって入金する義務を負う。
- (3) 被仕向金融機関は、貯金契約において振込による貯金の受入れを約定しており、振

込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。

- (4) 交換振込における振込資金決済用の「振込金交換請求依頼書」の金額については、振込票の合計金額（「一般の振込」分には銀行間手数料が合算されている）と一致していることを確認する。
- (5) 交換振込の資金請求は、文書交換日の翌々営業日以降に「振込金交換請求依頼書」を手形交換に持出して請求する。

正解率 54%

正解 (5)

### 解説

- (1) 他行為替における被仕向金融機関は、仕向金融機関との間で内国為替取扱規則の定めなどを内容とする為替取引契約（委任契約、消費寄託契約、事務管理）を結んでいるので、被仕向金融機関は、この契約上の義務を仕向金融機関に対して負っている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被仕向金融機関は仕向金融機関に対して委任契約の受任者として、仕向金融機関から受取った振込通知等に記載された受取人名義の貯金口座に、振込金を善良なる管理者の注意をもって入金する義務を負い、振込金の入金口座が特定できないときは仕向店に照会するなどの注意義務を負う。したがって、(2)は正しい。
- (3) 被仕向金融機関は、貯金契約において振込による貯金の受入れを約定（普通貯金規定第3条第1項等）しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。

したがって、(3)は正しい。

- (4) 交換振込における仕向金融機関が作成した振込資金決済用の「振込金交換請求依頼書」の金額については、振込票の合計金額（「一般の振込」分には銀行間手数料が合算されている）と一致していることを確認する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 交換振込の資金請求は、文書交換日の翌営業日以降に「振込金交換請求依頼書」を手形交換に持出して請求する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 振込金の入金時期

問 25 被仕向金融機関における振込金の入金時期について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替「当日扱いの振込」は、振込通知の受信日の当日から翌営業日までに入金する。
- (2) テレ為替「先日付振込」は、振込指定日の前営業日の営業終了時刻から振込指定日までに入金する。
- (3) MT データ伝送の先日付振込は、振込指定日から翌営業日までに入金する。
- (4) MT データ伝送の文書為替は、取組日の当日に入金する。
- (5) 交換振込は、文書交換日の翌営業日までに入金する。

正解率 35%

正解 (5)

### 解説

- (1) 被仕向店における振込金の入金時期

について、テレ為替「当日扱いの振込」は、振込通知の受信日に入金する。したがって、(1)は誤りである。

- (2) テレ為替「先日付振込」は、振込指定日に入金する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) MT データ伝送の「先日付振込」は、振込指定日に入金する。したがって、(3)は誤りである。
- (4) MT データ伝送の「文書為替」は、取組日の当日から翌々営業日までに入金する。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 文書為替の「交換振込」は、振込票を受領した日が入金日になる。ただし、自金融機関の取引店（振込センターまたは交換母店）と同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、文書交換日の翌営業日までに入金処理しなければならない。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

## 入金不能分の処理

**問 26** 被仕向金融機関における入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示が「照会必要」のコードの場合には、直ちに仕向店へ照会のうえ、仕向店からの組戻依頼または電文の取消・訂正依頼によって処理する。
- (2) 被仕向店の照会に対し、照会日の翌営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金を仕向店へ返却することができる。
- (3) 入金不能分のうち取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについて

仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記し、仕向店へ資金を返送してもさしつかえない。

- (4) 当日扱いの振込の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」によって行う。
- (5) メール振込で取扱った振込に入金不能が生じた場合は、すべてテレ為替で取扱う。

正解率 75%

正解 (2)



## 解説

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示が「照会必要」のコード「0」の場合には、直ちに仕向店へ照会のうえ、仕向店からの組戻依頼または電文の取消・訂正依頼によって処理する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被仕向店の照会に対し、照会日の翌々営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金を仕向店へ返却することができる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 入金不能分のうち取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについて仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記（「照会省略分」、「口座解約済み」）し、仕向店へ資金を返送してもさしつかえない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 当日扱いの振込の入金不能分の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」（備考欄に照会無回答分、照会省略分または照会不要分である旨を記入）によって行う。したがっ

て(4)は正しい。

- (5) メール振込で取扱った振込に入金不能が生じた場合は、すべてテレ為替で取扱う。この場合、入金不能分にかかる照会電文に記入する原電文の通信種目および発信番号は「ブンシヨ」とする。したがって、(5)は正しい。

### 被仕向店における組戻の取扱い

**問 27** 被仕向店における組戻の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込通知が到着しているが、まだ受取人の口座に入金記帳していない場合でも、受取人に組戻依頼により資金返却する旨を連絡したうえで資金返却する。
- (2) 振込通知が到着していて、既に受取人の口座に入金済みの場合は、必ず受取人に連絡して資金の返金に同意が得られたときは、振込入金を取消したうえで、その資金を付替で仕向店に返金する。
- (3) 先日付振込の場合、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人に連絡することなく、被仕向店は組戻依頼に応じなければならない。
- (4) 振込指定日以降に組戻の依頼を受けた場合には、既に受取人の口座に入金済みであるので、組戻不承諾の回答をする。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、テレ為替による組戻と同様であるが、被仕向店は振込票を郵送で返却する。

正解率 55%

**正解 (3)**

↳ **解説**

- (1) 振込通知が到着しているが、まだ受

取人の口座に入金記帳していない場合は、受取人に組戻依頼があった旨の連絡をすることなく資金返却する。したがって、(1)は誤りである。

- (2) 振込通知が到着していて、既に受取人の口座に入金済みの場合は、必ず受取人に連絡して資金の返金に同意が得られたときは、通常受取人から貯金払戻請求書または小切手を受取ったうえで、組戻金の返金を受け、これを直ちに「付替」で仕向店に返金する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 先日付振込の場合、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人の貯金口座への入金前であるので、受取人に連絡することなく、被仕向店は組戻依頼に応じなければならない。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 振込指定日以降に組戻の依頼を受けた場合には、既に受取人の口座に入金済みであるので、受取人に連絡して組戻の同意が得られたときは(2)の手続を行い、同意が得られなかった場合は組戻不承諾の回答をする。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、テレ為替による組戻と同様であるが、被仕向店は振込票を返却せず、自店の責任において適宜処理する。したがって、(5)は誤りである。

### 雑為替の取扱い

**問 28** 雑為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 全国銀行内国為替制度では、内国為替取引を「為替取引」と「資金決済取引」に区分しており、雑為替は「為替取引」に該当する。
- (2) 雑為替の為替種目には「付替」、「請求」、「不渡」の3つがある。
- (3) 集中取立手形の不渡手形代り金の資金決済は、「請求」で行う。
- (4) 雑為替は取組日当日とする当日扱いのみの取扱いで、先日付扱いの付替、請求の取扱いはできない。
- (5) 集中取立手形の資金を送付する場合は、為替種目「請求」で行う。

正解率 51%

**正解 (3)**

### 解説

- (1) 全国銀行内国為替制度では、内国為替取引を「為替取引」と「資金決済取引」に区分しており、雑為替は「資金決済取引」に該当する。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 雑為替の為替種目は「付替」と「請求」の2つである。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 集中取立手形の不渡手形代り金の資金決済は、「請求」（「請求 [集手・期近の不渡通知]」）で行う。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 雑為替は取組日当日とする当日扱いの付替、請求と取組日の前営業日から5営業日の5日間に発信する先日付扱いの付替、請求も取扱うことができる。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 集中取立手形の資金を送付する場合は、為替種目「付替」（「付替 [集手資

金付替 (当日)]] または「付替 [集手資金付替 (先日付)]」で行う。したがって、(5)は誤りである。

## 一般通信の通信種目

**問 29** 一般通信の通信種目について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 被仕向金融機関に代金取立の取立番号の訂正を依頼する場合は、一般通信 [連絡] で行う。
- (2) 仕向金融機関に訂正を承諾する場合は、一般通信 [回答] で行う。
- (3) 被仕向金融機関に口座番号の訂正を依頼する場合は、一般通信 [訂正] で行う。
- (4) 被仕向金融機関に振込金の組戻を依頼する場合は、一般通信 [組戻] で行う。
- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、一般通信 [依頼] で行う。

正解率 64%

**正解 (2)**

### 解説

- (1) 被仕向金融機関に代金取立の取立番号の訂正を依頼する場合は、一般通信 [依頼] で行う。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 仕向金融機関に訂正を承諾する場合は、一般通信 [回答] で行う。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 被仕向金融機関に口座番号の訂正を依頼する場合は、一般通信 [依頼] で行う。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 被仕向金融機関に振込金の組戻を依頼する場合は、一般通信 [依頼] で行う。したがって、(4)は誤りである。

- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、一般通信〔連絡〕で行う。したがって、(5)は誤りである。

### 錯誤による電文の「取消」

問 30 仕向金融機関の錯誤による電文の「取消」の対象となっていないものを、1つ選びなさい。

- (1) 重複発信
- (2) 受信金融機関名・店名相違
- (3) 受取人名相違
- (4) 金額相違
- (5) 取扱日相違

正解率 38%

正解 (3)

#### 解説

仕向金融機関の電文の錯誤による「取消」の対象となる事由は、①重複発信、②受信金融機関名・店名相違、③通信種目コード相違、④金額相違、⑤取扱日相違、⑥起算日相違、⑦為替資金として受入れた他店小切手の不渡の7つ（ただし⑥と⑦は系統金融機関に取消するものに限る）であり、受取人名相違は取消ではなく、一般通信〔依頼〕で受取人名の訂正依頼を発信する。本問の取消の対象となる事由は(1)(2)(4)(5)である。したがって、(3)が誤りであり、これが本問の正解である。

## 代金取立、手形・小切手

### 代金取立の法的性質と当事者の法律関係

問 31 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立は、金融機関が取引先や他の金融機関等から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うものであり、代金取立の法的性質は民法上の委任である。
- (2) 委託金融機関は取立依頼の受任者として、善良なる管理者の注意義務や取引結果を取立依頼人に報告する義務がある。
- (3) 取立の対象が手形および記名式小切手の場合には、取立依頼人と委託金融機関の両者間には取立委任裏書の裏書人と被裏書人の関係も存在する。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係がある。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、代金取立契約上の関係がある。

正解率 53%

正解 (5)

#### 解説

- (1) 代金取立は、金融機関が取引先や他の金融機関等から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うものであることから、代金取立の法的性質は証券類の取立事務の委任すなわち民法643条の委任である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 取立依頼人と委託金融機関の両者間

## 代金取立の対象とならない証券類

には委任契約の当事者関係が存在することから、委託金融機関は取立依頼の受任者として、取立依頼人に対し善良なる管理者の注意義務（民法644条）をもって取立事務を処理することが必要で、取立事務が終了あるいは不渡のため目的が不達成となった際には、その取引結果を取立依頼人に報告する義務がある（民法645条）。したがって、(2)は正しい。

- (3) 取立の対象が手形および記名式小切手の場合には、取立委任裏書をし、委託金融機関に手形等を交付することから、取立依頼人と委託金融機関の両者間には取立委任裏書の裏書人と被裏書人の関係も存在する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、委託金融機関が受託金融機関に対して取立委任裏書や取立委任印によって証券類を取立てる代理権が付与され、受託金融機関は依頼人の復代理人として支払人に請求する代理人と復代理人（民法104条）の関係および為替取引契約の定める委任契約を中心とし、その他事務管理（民法697条）等の契約関係により事務処理を行うべき関係がある。したがって、(4)は正しい。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、代金取立契約上は直接の関係はなく、取立依頼人の復代理人として支払人に証券類の支払を請求する者と支払義務者の関係がある。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

問 32 代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、貯金口座へ直ちに受入れできないものとします。

- (1) 為替手形・小切手
- (2) 裏書不連続の約束手形
- (3) 金額の確定していない旅館券
- (4) 貯金証書・貯金通帳
- (5) 配当金領収証

正解率 45%

正解 (2)



### 解説

代金取立の対象となる証券類は、代金取立規定ひな型1（取扱証券類）において、「手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券類のうち、貯金口座へ直ちに受入れができないものは、代金取立として取扱います。」と規定しているので、(1)為替手形・小切手、(3)金額の確定していない旅館券、(4)貯金証書・貯金通帳、(5)配当金領収証は代金取立の対象である。(2)の裏書不連続の約束手形は、裏書がとぎれていると、その段階で手形の譲渡がなされていなかったことになるので、その後の裏書は無効である。手形法（第16条1項）によれば、裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされる旨規定している。したがって、(2)の裏書不連続の約束手形は、代金取立の対象外であり、これが本問の正解である。

## 代金取立規定ひな型

問 33 代金取立規定ひな型に定める内容について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件・小切手要件の白地については、委託金融機関はあらかじめ補充を促す義務と、白地を補充する義務がある。
- (2) 小切手の取立にあたり、小切手の金額に数字と文字を持って記載されている場合には、小切手法に定められている文字による金額を小切手金額として取扱う。
- (3) 委託金融機関は、証券類が不渡となったときには、直ちにその通知を取立依頼人の届出の住所宛に発信しなければならない。
- (4) 不渡となった証券類は当店または他の支店のいずれかで返却を行う。
- (5) 証券類の組戻しを依頼する場合は、支払期日の当日までに組戻依頼書を提出してもらう。

正解率 54%

正解 (3)

### 解説

- (1) 代金取立規定ひな型2(要件の補充等)(1)において、「手形要件・小切手要件の「白地は、あらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。」と規定しており、補充する義務はない。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 代金取立規定ひな型2(要件の補充等)(3)において、「手形・小切手の金額については、「複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。」と規定している。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 代金取立規定ひな型7(証券類の不渡)

(1)において、「証券類が不渡になったときには、直ちにその通知を届出の住所宛に発信する。」と規定している。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

- (4) 代金取立規定ひな型7(証券類の不渡)(2)において、「不渡となった証券類は当店で返却します。」と規定している。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 代金取立規定ひな型8(証券類の組戻し)(1)において、「証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。」と規定している。したがって、(5)は誤りである。

## 約束手形の手形要件

問 34 約束手形の手形要件の記載について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件の1つが記載されていなくても、約束手形としての効力に影響はない。
- (2) 支払期日(満期)は、金融機関の営業日である平日を記載する。
- (3) 支払地は、「〇〇県〇〇市〇〇町」まで記載する。
- (4) 振出日は、実際その手形が振出された日を記載する必要はない。
- (5) 振出地の記載がない場合は、手形の支払地が振出地とみなされる。

正解率 26%

正解 (4)

### 解説

- (1) 手形法に規定されている手形要件(手

形法第75条)の1つを欠いても、約束手形としての効力はない(手形法第76条1項)。したがって、(1)は誤りである。

(2) 確定日払の約束手形の支払期日(満期)は、特定の日を満期と記載すればよく、金融機関の営業日である平日を記載する必要はなく休日でもよい。したがって、(2)は誤りである。

(3) 支払地は、「〇〇県〇〇市」までの最小の独立行政区画である地域を記載する。したがって、(3)は誤りである。

(4) 振出日は、実際にその手形が振出された日を記載する必要はなく、先日付でも後日付でも有効とされている。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。

(5) 振出地の記載がない場合は、振出人の名称に附記してある肩書地が振出地とみなされる(手形法第76条4項)。したがって、(5)は誤りである。

## 手 形 の 裏 書

**問 35** 手形の裏書について、誤っているものを1つ選びなさい。

(1) 裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされ、実質的な権利者かどうかということは問題とせず、裏書が形式的に連続していれば、手形所持人は手形上の権利を行使することができる。

(2) 裏書譲渡によって、裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利になるという権利移転の効力がある。

(3) 被裏書人として記載された人は、手形上

の権利者としての資格が認められ、自己が権利者であることを証明する手続を必要としない資格授与的効力がある。

(4) 譲渡裏書の裏書人は被裏書人に対して支払いの責任を負うという担保的効力があるが、その後の手形関係人に対しては支払いの義務はない。

(5) 取立委任裏書の裏書人は、手形上の実質的な権利者であり、被裏書人は、取立委任のための裏書はできるが、譲渡裏書はできない。

正解率 57%

正解 (4)



### 解説

(1) 裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされ(手形法第16条1項)、実質的な権利者かどうかということとは問題とせず、裏書が形式的に連続していれば、手形所持人は手形上の権利を行使することができる。したがって、(1)は正しい。

(2) 裏書譲渡によって、裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利になる。これを権利移転の効力という(手形法第14条1項)。したがって、(2)は正しい。

(3) 被裏書人として記載された人は、手形上の権利者としての資格が認められ、自己が権利者であることを証明する手続を必要としない。これを資格授与的効力という(手形法第16条1項)。したがって、(3)は正しい。

(4) 譲渡裏書の裏書人は被裏書人およびその後の手形関係人に対して支払いの責任を負う。これを担保的効力という(手形法第15

条1項)。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 取立委任裏書の裏書人は、自己に代わって手形債権取立の権利を行使する代理権を被裏書人に与えたものであり、裏書人は、依然として手形上の実質的な権利者であるが、担保的効力はないので、被裏書人は、取立委任のための裏書はできるが、譲渡裏書はできない。したがって、(5)は正しい。

## 線引小切手の取扱い

**問 36** 線引小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 2本の平行線内に「銀行」と記載してあるものは、特定線引小切手として取扱う。  
(2) 一般線引および特定線引をすることができるのは、小切手の振出人または所持人である。  
(3) 一般線引小切手の場合において、支払金融機関は、自己の取引先のみ支払うことができる。  
(4) 特定線引を一般線引に変更することはできるが、その逆はできない。  
(5) 特定線引が届出印により抹消されているときは、特定線引が最初からなかったものとされる。

正解率 51%

**正解** (2)

### 解説

- (1) 2本の平行線内に「銀行」と記載してあるものは、一般線引小切手である(小切手法第37条3項)。したがって、(1)は誤りである。  
(2) 一般線引および特定線引をすること

ができるのは、小切手の振出人または所持人である(小切手法第37条1項)。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。

- (3) 一般線引小切手の場合において、支払金融機関は、他の金融機関または自己の取引先に対してのみ支払うことができる(小切手法第38条1項)。したがって、(3)は誤りである。  
(4) 一般線引小切手を特定線引に変更することはできるが、特定線引を一般線引に変更することはできない(小切手法第37条4項)。したがって、(4)は誤りである。  
(5) 特定線引が届出印により抹消されていたとしても、線引の抹消はできないので抹消がなかったものとみなされる(小切手法第37条5項)。したがって、(5)は誤りである。

## 不渡手形の返還と不渡処分

**問 37** 不渡手形の返還と不渡処分について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不渡処分の対象となる証券は、手形(約束手形・為替手形)と小切手に限られる。  
(2) 「依頼返却」は、不渡届の提出を要しない0号不渡事由である。  
(3) 「契約不履行」は、第2号不渡届の提出を必要とする不渡事由である。  
(4) 不渡事由が「契約不履行」と「資金不足」とが重複しているときには、「資金不足」が優先する。  
(5) 取引停止処分制度においては、取引停止処分者とは、2年間、貯金取引および貸出取引が禁止されている。

正解率 60%

正解 (5)

↳ 解説

- (1) 手形交換所規則に定める取引停止処分制度について、不渡処分の対象となる証券、手形（約束手形・為替手形）と小切手に限られる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 持出金融機関から依頼されて手形・小切手を返還する「依頼返却」は、0号不渡事由であり不渡届の提出を要しない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 「契約不履行」は、詐取、紛失、偽造、変造、印鑑相違、金額欄記載方法相違等と同じく、第2号不渡届の提出が必要である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 第2号不渡事由である「契約不履行」と第1号不渡事由である「資金不足」とが重複しているときには、第1号不渡事由の「資金不足」が優先するため、関係金融機関は第1号不渡届を提出する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 取引停止処分制度においては、取引停止処分者とは、2年間、貯金取引のうちの当座勘定取引および貸出取引（債権回収のための貸出を除く）が禁止されている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 代金取立の取立方式

問 38 代金取立の取立方式について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 集中取立は、各取扱店が取立手形を自金融機関の集手センターに送付し、集手セン

ターは期日の7営業日前までに受託金融機関の集手センターに到着するように送付する方式である。

- (2) 期近手形集中取立は、小切手および期日余裕のない手形の取立方式で、あらかじめ協定を締結した加盟金融機関間でのみ取扱うことができる。
- (3) 個別取立は、手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付し、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する方式である。
- (4) 内国為替取扱規則において、代金取立の利用基準は「集中取立優先利用原則」により集中取立により取り立てることを原則としている。
- (5) 集中取立は、依頼人にとっても期日入金扱いにより期日当日に手形金を払い戻せる資金運用上のメリットがある。

正解率 27%

正解 (5)

↳ 解説

- (1) 手形の取立事務を集手センターに集中して一括処理する「集中取立」は、各取扱店が取立手形を自金融機関の集手センターに送付し、集手センターはこれを期日別、相手金融機関別に分類集計のうえ、期日の7営業日前までに受託金融機関の集手センターに到着するように送付する取立方式である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 集中取立の仕組みを小切手および期日余裕のない手形の取立に利用する「期近手形集中取立」は、あらかじめ協定を締結した加盟金融機関間でのみ取扱うことができる取立方式である。した

がって、(2)は正しい。

(3) 手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付する「個別取立」は、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する取立方式で代金取立の原型というべき取立方式で、その対象は集中取立の対象とならないすべての証券類である。

したがって、(3)は正しい。

(4) 内国為替取扱規則は、「代金取立は、集中取立によることを原則とし、期近ものなど集中取立扱いができないものは期近手形集中取立または個別取立による。」と定めており、この代金取立の利用基準を「集中取立優先利用原則」という。したがって、(4)は正しい。

(5) 集中取立は、金融機関にとっては為替通知発信上の効率化や事務処理上の合理化をもたらす。また、依頼人にとっても期日入金扱いにより資金運用上のメリットがあるが、集中手形の払戻可能日は期日の翌々営業日である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 委託店および受託店の取立事務

問 39 委託店および受託店の取立事務について、誤っているものを1つ選びなさい。

(1) 取立手形の受付時は、手形・小切手に要件不備はないか、手形の裏書は連続しているか、手形および記名式小切手の場合は、依頼人の取立委任裏書があるかなど、手形等の形式等の点検を行う。

(2) 個別取立において、取立委任の裏書を行うが、D/A扱いの荷付為替手形、減額取

立を依頼する手形等、取立委任時に書面によって重要な依頼を行う手形類については、正規の取立委任裏書を行い、取立委任印(スタンプ)を使用してはならないことになっている。

(3) 集中取立の委託は、一般的には期日の15~18営業日前までに、自県の信連、信漁連集手センターに手形を送付する。

(4) 受託店は、委託店から個別取立の手形が送付されてきた場合、受領した封筒は、内国為替取扱規則により、手形期日から1週間保管することが義務づけられている。

(5) 集中取立において、集手センターあてに不渡通知を発信する際の不渡理由コードは、資金不足は「1」、取引なしは「2」である。

正解率 20%

正解 (4)

### 解説

(1) 委託店における取立手形の受付時は、手形・小切手に要件不備はないか、手形の裏書は連続しているか、手形および記名式小切手の場合は、依頼人の取立委任裏書があるか、手形(一覧払を除く)・小切手は支払指示期間内に取立が可能であるかなど、手形等の形式等の点検を行う。したがって、(1)は正しい。

(2) 委託店における個別取立においては、取立委任の裏書に際し、D/A扱いの荷付為替手形、減額取立を依頼する手形等、取立委任時に書面によって重要な依頼を行う手形類については、正規の取立委任裏書を行い、取立委任印(スタンプ)を使用してはならないことになっている。したがって、(2)は正しい。

(3) 委託店における集中取立の集手セン

ター（手形センター）への委託は、一般的には期日の15～18営業日前までに、自県の信連、信漁連集手センターに手形を送付する。したがって、(3)は正しい。

- (4) 受託店は、委託店から個別取立の手形が送付されてきた場合、受領した封筒は、内国為替取扱規則により、最低限入金報告または不渡通知発信日の翌営業日まで保管することが義務づけられている。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 集中取立において、自県信連・信漁連センター（手形センター）あて不渡通知「請求〔集手・期近の不渡通知〕」を発信する際の不渡理由コードは、資金不足は「1」、取引なしは「2」である。したがって、(5)は正しい。

## 取立手形の組戻処理

**問 40** 取立手形の組戻処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取立手形の組戻の法的性質は、委任契約の解除である。
- (2) 取立依頼人から、組戻の申出があったときは、取立手形組戻依頼書と代金取立手形預り証の提出を求め、組戻依頼書に押捺された印影を貯金取引用の届出印鑑と照合し、組戻依頼人が取立依頼人本人であることを確認する。
- (3) 集中取立の場合、委託店は組戻依頼書に基づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、集中店あてに一般通信〔依頼〕により発信する。
- (4) 受託店は、組戻依頼を受けた手形類が、

すでに手形交換に持出済みの場合は、一般通信〔回答〕により「組戻不承諾」を発信する。

- (5) 受託店は、集中取立にかかる組戻分の資金請求を、期日またはその翌営業日に、組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求〔集手・期近の不渡通知〕」により資金を請求する。

正解率 39%

正解 (4)



### 解説

- (1) 代金取立の法的性質は委任契約であることから、取立手形の組戻の法的性質は、民法651条に基づく委任契約の解除である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 取立依頼人から、組戻の申出があったときは、組戻依頼は取立依頼人以外から受け付けることができないことから、取立手形組戻依頼書と取立手形受付時に交付した代金取立手形預り証の提出を求め、組戻依頼書に押捺された印影を貯金取引用の届出印鑑と照合し、組戻依頼人が取立依頼人本人であることを確認する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 集中取立の組戻の場合、委託店は組戻依頼書に基づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、集中店あてに一般通信〔依頼〕により発信する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 受託店は、組戻依頼を受けた手形類が、すでに手形交換に持出済みの場合は、手形交換所所定の方法により、役席者から支払金融機関の役席者に対し

て「依頼返却」の手続を行い、その可否を確認する。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 受託店における集中取立の組戻手形の資金請求は、期日または翌営業日に、組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求[集手・期近の不渡通知]」(不渡理由コード「8」)により資金を請求する。したがって、(5)は正しい。

## ● 決 済 業 務

### 公 金 制 度

問 41 公金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する資金のことをいい、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことを意味する。
- (2) 国庫金には、歳入金、歳出金、預託金、保管金などがある。
- (3) 歳入金とは、国の種々の需要を満たすための支払いの財源となる現金で、一会計年度内に収納されるものをいい、一般会計と特別会計に区分されている。
- (4) 歳出金は、国の種々の需要を満たすため、一会計年度における歳出予算に基づく一切の支出金のことをいう。
- (5) 国税収納金整理資金は、歳入金、歳出金に属している国庫金で、国税の受入および還付金等の支出を一時的に整理する資金のことをいう。

正解率 16%

正解 (5)

### ↳ 解 説

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する資金のことをいい、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことを意味する。さらに、広義にはこのほか公庫の資金も含めた資金のことを公金と呼んでいる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 国庫金には、歳入金、歳出金、預託金、保管金のほか、国税収納金整理資金、財政融資資金預託金などがある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 歳入金とは、国の種々の需要を満たすための支払いの財源となる現金で、一会計年度内に収納されるものをいい、国の予算制度上、毎年度ごとに一般会計と特別会計に区分して予算に計上されている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 歳出金は、国の種々の需要を満たすため、一般会計と国が特定の事業を行う場合、あるいは特定の資金を保有してその運用を行う場合等に認められた特別会計とに区分があり、一会計年度における歳出予算に基づく一切の支出金のことをいう。したがって、(4)は正しい。
- (5) 国税収納金整理資金は、国税の受入および還付金等の支出を一時的に整理する資金のことをいい、歳入金、歳出金に属さない国庫金である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 国庫金振込の取扱い

問 42 国庫金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金振込の事務取扱いは、農協、漁協の店舗においては、農林中金の復代理店として取扱っている。
- (2) 厚生年金、国民年金などの年金給付金振込は、偶数月の15日を定時の振込指定日(定時払)としている。
- (3) 国庫金振込は、振込先金融機関名・店舗名、貯金種目、貯金口座番号、受取人氏名が受取人口座と一致する場合は振込指定日に自動入金される。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込で、入金不能となった場合、被仕向店は、振込依頼日当日から翌6営業日までにテレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あてに発信し、資金返金処理を行う。
- (5) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の振込要項と一致する貯金口座がないが、相当の注意をもって受取人の貯金口座を特定した場合でも、被仕向店の判断により入金してはならない。

正解率 58%

正解 (5)



### 解説

- (1) 国庫金振込の事務取扱いは、信連・信漁連の店舗においては農林中金の代理店として、農協、漁協の店舗においては、農林中金の復代理店として取扱っている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 厚生年金、国民年金などの年金給付金振込は、年6回、偶数月の15日を定

時の振込指定日(定時払)としており、各支払月の15日が休日の場合は前営業日を振込指定日としている。したがって、(2)は正しい。

- (3) 国庫金振込は、日本銀行より送達される振込明細の振込先金融機関名・店舗名、貯金種目、貯金口座番号、受取人氏名が受取人口座と一致する場合は振込指定日に自動入金される。したがって、(3)は正しい。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込で、入金不能となった場合、被仕向店は、振込依頼日当日から翌6営業日までにテレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あてに発信し、資金返金処理を行う。なお、振込返却明細の発信後は、当該データの訂正または取消等を日本銀行本店に対して依頼することができなくなる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の受取人氏名、貯金口座番号などの振込要項と一致する貯金口座がないが、振込を行う金融機関として業務上要求される「相当の注意」をもって受取人の貯金口座を特定した場合は、被仕向店の判断により入金することができる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 国庫金振込取扱上の留意点

問 43 国庫金振込取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金振込の取扱いは、国振指定店舗に

限られる。

- (2) 国庫金振込は、必ず受取人名義の貯金口座に入金する。
- (3) 国庫金振込は、為替通知が到着したらただちに入金処理する。なお、振込指定日つきの国庫金振込は、必ず振込指定日に入金処理する。
- (4) 国庫金振込事務にかかる関係帳票は、個人情報を含んでいるため、専用ファイルに綴り込みファイリングする。
- (5) 国振帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議の作成は不要であるが、職員2名以上（管理職立会い）により確実に廃棄する。

正解率 65%

**正解** (5)



### ↳ 解説

- (1) 国庫金振込の事務を取扱う店舗は、日本銀行から取扱いの承認を受けた国振指定店舗に限られる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 国庫金振込は、国の債権者（受取人）に対する支払金であり、受取人名義の貯金口座へ入金したときに、国の債務が履行されたことになるので、必ず受取人名義の貯金口座に入金する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 国庫金振込は、為替通知が到着したらただちに入金処理する。なお、国民年金、厚生年金などの振込指定日つきの国庫金振込は、必ず振込指定日に入金処理する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 国庫金振込事務にかかる関係帳票は、個人情報を含んでいるため、「国庫金振込関係帳票の管理等事務手続」において、専用ファイルに綴り込みファイリ

ングすることを定めている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 国庫金振込関係帳票の管理等事務手続において、国振帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議を作成し、シュレッダー等の確実に廃棄できる方法で職員2名以上（管理職立会い）により確実に廃棄することを定めている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 公 的 年 金 制 度

**問 44** 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金保険の被保険者と被扶養配偶者は、第2号被保険者である。
- (2) 老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまで、40年間すべて保険料を納付した場合は満額支給される。
- (3) 遺族基礎年金は、被保険者が死亡したとき、老齢基礎年金の受給権者が死亡したときなど、一定の要件のもとに妻に支給され、子には支給されない。
- (4) 厚生年金保険の保険料は、事業主が3分の1、被保険者が3分の2を負担している。
- (5) 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人に60歳から65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金が支給される。

正解率 59%

**正解** (2)



### ↳ 解説

- (1) 厚生年金保険の被保険者は、第2号被保険者であるが、厚生年金保険の被

保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者である。したがって、(1)は誤りである。

- (2) 国民年金から支給される老齢基礎年金は、所定の保険料納付済期間等25年以上の支給要件を満たした場合に65歳から支給されるが、満額支給は20歳から60歳に達するまで、40年間すべて保険料を納付した場合に支給される。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 遺族基礎年金は、被保険者が死亡したとき、老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき、老齢基礎年金の受給要件を満たしている人が死亡したとき、その死亡した人の子のある妻または子(胎児を含む)で一定の要件を満たしている人に支給される。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額と賞与の額に所定の保険料率をかけて計算し、事業主と被保険者が折半で負担している。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人に60歳から65歳になるまでの間支給される。なお、定額部分の支給開始年齢は生年月日に応じて段階的に引き上げられている。したがって、(5)は誤りである。

## 給 与 振 込 の 取 扱 い

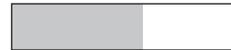
問 45 給与振込の取扱いについて、誤って

いるものを1つ選びなさい。

- (1) 全国銀行内国為替制度に加盟している系統金融機関は、他の金融機関と「給与振込に関する協定書」を締結することなく、加盟金融機関相互間で自由な給与振込の取扱いが可能である。
- (2) 受給者の口座相違防止として、仕向金融機関は振込通知に給与の受給者名のほか貯金種目、口座番号(7桁以内)を必ず記入しなければならない。
- (3) テレ為替方式による振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の5営業日前から2営業日前までとなっている。
- (4) 民間企業の給与振込は、振込指定日の営業開始時刻から支払いができるように入金処理しなければならない。
- (5) 入金不能が発生した場合は、被仕向店は、すみやかに電話で仕向店に連絡するとともに、直ちに雑為替「付替」により資金を返送しなければならない。

正解率 58%

正解 (4)



### ↳ 解 説

- (1) 平成8年3月の全国銀行協会の通達により協定書の締結が廃止され、全国銀行内国為替制度に加盟している系統金融機関は、他の金融機関と「給与振込に関する協定書」を締結することなく、加盟金融機関相互間で自由な給与振込の取扱いが可能である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統給与振込取扱要綱等において、受給者の口座相違防止として、仕向金融機関は振込通知に給与の受給者名のほか貯金種目、口座番号(7桁以内)

を必ず記入しなければならないと定めている。また、被仕向金融機関では初回の給与振込による新規口座開設の取扱いは行なってはならない。したがって、(2)は正しい。

- (3) 系統給与振込取扱要綱等において、テレ為替方式による振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の5営業日前から2営業日前の4日間と定めている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 被仕向金融機関における民間企業の給与振込については、振込指定日の午前10時から支払いができるように入金処理しなければならない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 給与振込の入金処理において、入金不能が発生した場合は、被仕向店は、すみやかに電話で仕向店に連絡するとともに、直ちに雑為替「付替 [その他の資金付替 (当日)]」により資金を返送しなければならない。なお、電話による連絡は、仕向、被仕向店とも為替担当役員者が行わなければならない。したがって、(5)は正しい。

## 口座振替の取扱い

**問 46** 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者（利用者）の三者で、三者の法律関係は委任関係とされている。
- (2) 金融機関の口座振替のメリットとして、貯金者と安定した継続取引のパイプができ、取引が定着化することや、収納機関から口

座振替の手数料が得られ、収益拡大につながる可能性がある。

- (3) 系統の口座振替の仕組みとして最も多い例は、信連・信漁連が収納機関と口座振替の委託契約を結び、信連・信漁連とJA・JFとの間で再委託契約を行っている方式である。
- (4) 口座振替の振替日は、信連・信漁連（JA・JF）と貯金者が特定の日を協議のうえ取決める。
- (5) 口座振替の貯金口座は普通貯金・当座貯金などの要求払貯金とし、口座名義は原則として各種の利用契約者と貯金者名義は同一のものとする。

正解率 80%

**正解 (4)**



## 解説

- (1) 座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者（利用者）の三者で、それぞれ相互に契約を取り交すことによって三者契約が正成し、この三者の法律関係は委任関係とされている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 金融機関（収納機関）の口座振替のメリットは、貯金者と安定した継続取引のパイプができ、取引が定着化することや取扱いの種目や決済振りなどが、貯金者の信用状態把握のデータとなり、取引内容の向上が図りやすくなること、また、当座性の資金が満留し、貯金の増加につながることや収納機関から口座振替の手数料が得られ、収益拡大につながることなどである。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統の口座振替の仕組みとして最も

多い例は、信連・信漁連が収納機関と口座振替の委託契約を結び、信連・信漁連とJA・JFとの間で再委託契約を行って、実務は個々のJA・JFの本支所が行う方式である。したがって、(3)は正しい。

- (4) 口座振替の振替日は、信連・信漁連(JA・JF)と貯金者間で取決めるのではなく、信連・信漁連と収納機関との間で特定の日を協議のうえ取決める。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 口座振替の貯金口座は、普通貯金・当座貯金などの要求払貯金で貯金者の指定する口座とし、口座名義は原則として各種の利用契約者と貯金者名義は同一のものとする。したがって、(5)は正しい。

### 歳入金の受入上の留意点

**問 47** 歳入金の受入上の留意点について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関で受入れることのできる歳入金は、系統金融機関が所在する都道府県の官庁が発行したものに限られる。
- (2) 歳入金の受入事務において、交通反則金は、納付期限を過ぎていても受入れることができる。
- (3) 歳入金の受入事務において、納付金額(合計金額)が訂正されているものは、納付者の訂正印があっても受入れることはできない。
- (4) 歳入金の受入事務において、納付金額が「0」のものも受入れることができる。
- (5) 歳入金の受入事務において、返納金納入

告知書や返納金納付書および納入通知書は国庫金であるので、系統金融機関でも受入れることができる。

正解率 81%

**正解 (3)**

### 解説

- (1) 系統金融機関で受入れることのできるものは、一般会計および特別会計の歳入金と国税収納金整理金に限られるが、全国どこの官庁分のものも受入れられる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 歳入金の受入事務において、納付期限の確認は原則として不要であるが、交通反則金についてのみ関係官庁の要請により納付期限を過ぎたものは受入れられないよう注意する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 歳入金の受入事務において、納付金額(合計金額)が訂正されているものは、納付者の訂正印があっても受入れることができない。なお、金額を見誤りやすいものは、余白に正当受領金額を補記しておく。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 歳入金の受入事務において、納付金額が「0」のものや金額をなぞり書きしたものは受入れることができない。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 歳入金の受入事務において、返納金納入告知書や返納金納付書および納入通知書は国庫金であっても、系統金融機関では受入れることができない。したがって、(5)は誤りである。

## マルチペイメントネットワークシステム (MPN)

問 48) マルチペイメントネットワークシステム (MPN) について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) MPN により公共料金、税金などを収納できるのは、金融機関と大手コンビニエンスストアである。
- (2) MPN の収納サービスのオンライン方式の場合には、窓口、ATM、パソコン、モバイルで公共料金、税金等の支払いができる。
- (3) MPN 収納サービス利用の金融機関のメリットの1つは、納付書の仕分けや発送作業等の事務負担が軽減されることである。
- (4) インターネットバンクを利用する顧客のメリットは、金融機関窓口での支払いが不要となり、金融機関の営業時間外での支払いができることである。
- (5) 公共料金、税金等をパソコン、携帯電話等から支払うことができるものは、「Pay-easy」(ペイジー)マークのついた請求(収納)書に限られる。

正解率 64%

正解 (1)

### 解説

- (1) MPN により公共料金、税金などを収納できるのは、金融機関のみであり、コンビニエンスストア等では取扱っていない。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) MPN の収納サービスのオンライン方式の場合には、窓口、ATM、パソコン、モバイルで、即時に支払情報(消込情報)が取扱機関に通知され、公共料金、

税金等の支払いができる。したがって、(2)は正しい。

- (3) MPN 収納サービス利用の金融機関のメリットの1つは、収納済の情報が電子データで収納機関に伝わるため、納付書の仕分けや発送作業等の事務負担が軽減されることである。したがって、(3)は正しい。
- (4) インターネットバンクを利用する顧客のメリットは、金融機関窓口に来店しての支払いが不要となり、金融機関の営業時間外に貯金口座振替で支払いができることである。したがって、(4)は正しい。
- (5) 「Pay-easy」(ペイジー)は簡単に支払えるシステムのことで、公共料金、税金等をパソコン、携帯電話等から支払うことができるものは、「Pay-easy」(ペイジー)マークのついた請求(収納)書に限られる。したがって、(5)は正しい。

## 預貯金者保護法における被害者の補てん

問 49) 盗難カード等にかかる「預貯金者保護法」における被害額の補てんについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 補てんの対象となる金額は、原則として金融機関にカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定されている。
- (2) 金融機関が善意無過失であったことおよび貯金者に過失があったことを証明した場合は、被害額はいっさい補てんしない。
- (3) 金融機関が善意無過失であり、貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、同居人、家事使用人によって

行われた場合は、被害額はいっさい補てんしない。

- (4) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、被害額はいっさい補てんしない。
- (5) 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日を暗証にし、かつ暗証を推測させる免許証や健康保険証をキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の過失として被害額の4分の3を補てんする。

正解率 47%

**正解** (2)

### 解説

- (1) 預貯金者保護法における被害額の補てんは、原則として金融機関にカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定されている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 金融機関が善意無過失であったことおよび貯金者に「過失」があったことを証明した場合は、被害額の4分の3を補てんする。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 金融機関が善意無過失であり、貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、同居人、家事使用人によって行われた場合は、補てん請求権がないこと等について金融機関に立証できるので被害額はいっさい補てんしない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、本人の「重大

な過失」として被害額はいっさい補てんしない。したがって、(4)は正しい。

- (5) 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日を暗証にし、かつ暗証を推測させる免許証や健康保険証をキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の「過失」なる事例に該当すると掲載されており、被害額の4分の3を補てんする。したがって、(5)は正しい。

### 業態間 CD オン提携の取扱い

**問 50** 業態間 CD オン提携の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 郵便貯金(郵貯)との CD オン提携により、現金払出業務、残高照会業務に加え、JA 系統および JF 系統のキャッシュカードによる郵貯 ATM での現金受入業務ができる。
- (2) セブン銀行の ATM (セブン・イレブン・コンビニ ATM) を利用して、JA 系統および JF 系統のキャッシュカードによる現金払出業務、残高照会業務、現金受入業務ができる。
- (3) 系統が提携している全国キャッシュサービス(愛称:MICS)の取扱業務は、CD・ATM の相互利用による現金支払業務、現金受入業務、残高照会業務、口座確認業務である。
- (4) 業態間 CD オン提携にかかる系統外金融機関との貸借決済(支払資金、顧客手数料、金融機関利用料)は、MICS 運営機構事務取扱規則に基づき農林中金が行うことに

なっている。

- (5) 業態間 CD オン提携取引にかかる顧客との紛議等は、原則として被仕向金融機関（貯金口座のある店舗）がその折衝にあたることとし、CD・ATM 本体に関する紛議は、仕向金融機関で処理することになっている。

正解率 29%

**正解 (3)**



## 解説

- (1) JA 系統および JF 系統は、郵便貯金（郵貯）との CD オン提携により、双方の CD・ATM において現金払出業務、残高照会業務に加え、JA 系統および JF 系統のキャッシュカードによる郵貯 ATM での現金受入業務ができる。したがって、(1)は正しい。
- (2) JA 系統および JF 系統のキャッシュカードは、セブン銀行の ATM（セブン・イレブン・コンビニ ATM）を利用して現金払出業務、残高照会業務、現金受入業務および IC キャッシュカードによる取引および現金受入業務ができる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統が提携している全国キャッシュサービス（愛称：MICS）の取扱業務は、CD・ATM の相互利用による現金支払業務、残高照会業務、口座確認業務であり、現金受入業務、窓口端末機による取引は対象外として取扱いをしていない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 業態間 CD オン提携にかかる系統外金融機関との貸借決済（支払資金、顧客手数料、金融機関利用料）は、MICS 運営機構事務取扱規則に基づき農林中

金が行うことになっている。また、信連・信漁連と農林中金との貸借決済は、全国農協（漁協）貯金ネットサービス取扱規則に基づき、信連・信漁連の為替決済預り金により農林中金が行い、JA と信連間の貸借決済は各県で定めることになっている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 業態間 CD オン提携取引にかかる顧客との紛議等は、原則として顧客を管理している被仕向金融機関（貯金口座のある店舗）がその折衝にあたることとし、CD・ATM 本体に関する紛議は、CD・ATM を管理している仕向金融機関で処理することになっている。したがって、(5)は正しい。

## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	4	11	3	21	2	31	5	41	5
2	1	12	4	22	5	32	2	42	5
3	4	13	3	23	5	33	3	43	5
4	4	14	2	24	5	34	4	44	2
5	4	15	5	25	5	35	4	45	4
6	5	16	3	26	2	36	2	46	4
7	5	17	3	27	3	37	5	47	3
8	1	18	3	28	3	38	5	48	1
9	4	19	3	29	2	39	4	49	2
10	3	20	4	30	3	40	4	50	3